

松田柵跡調査事務所年報1984

松田柵跡

—第55～59次発掘調査概要—

秋葉原遺跡文化財七号

松田柵跡調査事務所年報1984

松田柵跡

— 第55～59次発掘調査概要 —

序

昭和59年度の調査は、第3次5年計画の初年度の調査で、長森、森崎、百目木の5地区9地点で第55次～59次にわたる学術調査を実施いたしました。

第55次発掘調査は、長森地区内郭南門跡西部で、昭和5年文部省嘱託上田三平氏が「古石垣」と呼称した部分を中心とした所で、ここからは方形の硬質泥岩を石垣状に外側に築いた築地土塀や版築による基礎整地事業とその下部から軍団の存在をうかがわせる木簡等が検出されました。

第55次～59次発掘調査は、農道、排水路工事、宅地造成の現状変更届出に伴う調査で、森崎地区の第56次外郭東部の調査では、外郭線角材列が良好な遺存状態で確認できましたが、第57・59次の百目木地区外郭北東部の調査では、櫛木列は一部しか検出出来ませんでした。この北東部の外郭線は後藤市外、藤井東一氏の調査でも明確でない部分で、明治期に於ける角材の掘り上げと、その後の耕地整理に始まる土木工事に要因が求められます。

本年報は、以上の様な成果を収録したもので、今後の古代城柵官衙遺跡の研究上は勿論、遺跡整備の一助に資することができれば幸いと存じます。

最後になりましたが、調査ならびに年報刊行にあたって、御指導・御助言をくださった顧問、文化庁記念物課、奈良国立文化財研究所、国立歴史民俗博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所に心から感謝申し上げるとともに、史跡管理団体仙北町・同教育委員会、千畳村・同教育委員会ならびに地元の皆様の御協力に対し、厚く御礼を申しあげます。

昭和60年3月31日

秋田県教育委員会
払田柵跡調査事務所

所長 岩見誠夫

例 言

- 1 本年報は、調査の速報を編集方針とし、所員が発掘調査と整理作業にあたった。年報の作成にあたっては、次のとおり執筆分担し船木義勝が総括した。
第1章、第2章、第3章第4節、第7章、第11章……………船木義勝
第3章第1～3節、第4章、第5章、第6章……………山崎文幸
- 2 発掘調査および整理作業・年報作成にあたって、下記の方々から御協力をいただいた。
土地所有者 森川輝雄・仙北町
協力 千畳村土地改良区
- 3 胎土分析は、奈良教育大学理化学教室教授三辻利一氏にお願いし、玉稿をいただいた。
- 4 墓書土器の判読、木簡の軽読は、国立歴史民俗博物館歴史研究部助教授平川南氏にお願いし、玉稿をいただいた。
- 5 中世陶器の鑑定については、佐賀県立九州陶磁文化館学芸課資料係長大橋康二氏に御教示いただいた。
- 6 放射性炭素年代測定は、学習院大学理学部教授木越邦彦氏に依頼した。
- 7 土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版 標準土色帖』(1976・9)を参考にした。
- 8 実測図は、国土調査法第X座標系を基準に作成した。詳細は『弘田柵跡調査事務所年報1977』を参照されたい。

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 調査計画と実績	2
第3章 第55次発掘調査	4
第1節 調査経過	4
第2節 発見遺構	5
第3節 出土遺物	21
第4節 小 結	31
第4章 第56次発掘調査	33
第5章 第57次発掘調査	36
第6章 第58次発掘調査	38
第7章 第59次発掘調査	40
第8章 払田柵跡出土須恵器・瓦の胎土分析	45
第9章 第55次発掘調査出土の木簡	51
第10章 学習院大学放射性炭素年代測定結果報告書	53
第11章 調査成果の普及と関連活動	54

表 目 次

第1表 発掘調査計画表	2
第2表 発掘調査実績表	2

挿 図 目 次

第1図 払田柵跡発掘調査地域図	2-3
第2図 第55次発掘調査地形図	4
第3図 第55次発掘調査遺構配図図	6
第4図 S B 230実測図	7
第5図 S F 690実測図	9

第6図	S F 690土層図	10
第7図	S X 684土層図	11
第8図	07ライン東壁・I B ライン南壁上層図	12
第9図	S D 実測図	13
第10図	S D・S X 実測図	13
第11図	調査区北東部実測図	14
第12図	I E ライン北壁土層図	15
第13図	S E 実測図	16
第14図	S K 実測図	17
第15図	S X 実測図	19
第16図	出土遺物①	22
第17図	出土遺物②	23
第18図	出土遺物③	24
第19図	出土遺物④	25
第20図	出土遺物⑤	26
第21図	出土遺物⑥	27
第22図	出土木桶実測図	30
第23図	第56次発掘調査地形図	33
第24図	A トレンチ造構配置図	34
第25図	B トレンチ造構配置図	34
第26図	A トレンチ土層図	35
第27図	B トレンチ土層図	35
第28図	第57次発掘調査地形図	36
第29図	第57次発掘調査土層図	37
第30図	第57次発掘調査実測図	37
第31図	第58次発掘調査地形図	38
第32図	第58次発掘調査実測図	38
第33図	S A 309土層図	39
第34図	第59次発掘調査地形図	40
第35図	A・B・C トレンチ上層図	41
第36図	C トレンチ実測図	42
第37図	S A 460土層図	42

第38図 Dトレンチ実測図	42
第39図 D-2トレンチ実測図	42

彩 色 図 版

I (上) 第55次発掘調査区全景 (下) S F 690

図 版 目 次

- 図版1 第55次発掘調査 (1)発掘調査前 (2)築地発掘調査前
- 図版2 第55次発掘調査 (1)S B 230 (2)S B 230
- 図版3 第55次発掘調査 (1)S B 230 - 7柱 (2)S B 230 - 7柱
- 図版4 第55次発掘調査 (1)S B 230 - 12柱 (2)S B 230 - 12柱
- 図版5 第55次発掘調査 (1)調査区全景 (2)調査区全景
- 図版6 第55次発掘調査 (1)S F 690全景 (2)S F 690近景
- 図版7 第55次発掘調査 (1)S F 690近景 (2)S F 690近景
- 図版8 第55次発掘調査 (1)S F 690全景 (2)昭和5年当時の石塁
- 図版9 第55次発掘調査 (1)S F 690・S X 687 (2)S K 722・724
- 図版10 第55次発掘調査 (1)S X 687 (2)S X 687
- 図版11 第55次発掘調査 (1)07ライントレンチ全景 (2)S X 725遺物出土状況
- 図版12 第55次発掘調査 (1)S X 725遺物出土状況 (2)第18号木簡出土状況
- 図版13 第55次発掘調査 (1)S D 697・S X 696・700 (2)S X 700断面
- 図版14 第55次発掘調査 (1)調査区北東部 (2)S D 675・676・681
- 図版15 第55次発掘調査 (1)S E 692 (2)瓦一括出土状況
- 図版16 第55次発掘調査 出土遺物①
- 図版17 第55次発掘調査 出土遺物②
- 図版18 第55次発掘調査 出土遺物③
- 図版19 第55次発掘調査 出土遺物④
- 図版20 第55次発掘調査 出土遺物⑤
- 図版21 第55次発掘調査 出土木簡(1) 第18号木簡

- 図版22 第55次発掘調査 出土木簡(2) 第19号木簡
- 図版23 第55次発掘調査 出土木簡(3) 第20・21・22号木簡
- 図版24 第56次発掘調査 (1)発掘調査前 (2) S A 460掘形
- 図版25 第56次発掘調査 (1) S A 460角材列 (2) S A 460土層
- 図版26 第57次発掘調査 (1)調査区全景 (2)調査区土層
- 図版27 第58次発掘調査 (1)調査区全景 (2) S A 309
- 図版28 第59次発掘調査 (1)Aトレンチ全景 (2)Aトレンチ近景
- 図版29 第59次発掘調査 (1)Bトレンチ全景 (2)Cトレンチ全景
- 図版30 第59次発掘調査 (1)Dトレンチ全景 (2)Dトレンチ全景
- 図版31 第59次発掘調査 (1)Dトレンチ近景 (2)Dトレンチ近景

第1章 はじめに

払田柵跡は秋田県仙北郡仙北町払田・千畠村本堂城回にある。遺跡は雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩の真山・長森の残丘を中心として、北側の鳥川・矢島川・南側の丸子川（鞠子川）に囲まれた沖積地に立地する。1906（明治5）年頃から開始された高梨村耕地整理事業の際に発見された埋木が、地元の後藤山外・藤井東一の努力によって歴史的遺産と理解され、遺跡解明の糸口が開かれた。1930（昭和5）年3月後藤山外が調査を実施し、さらに同年10月文部省嘱託上田三平によって学術調査がおこなわれて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、1931（昭和6）年3月30日付けで国指定史跡となり現在に至っている。

1970（昭和45）年代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するため基礎調査を実施して遺跡の実態を把握することを目的に、1974（昭和49）年現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元菅原團体仙北町当局および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

現在は「払田柵跡発掘調査要項」の第3次5カ年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。当払田柵跡調査事務所が設置されてからの調査成果を要約すると次のとおりである。

史跡は長森を中心とする内郭（線）と、長森・真山を含む外郭（線）に囲まれている。内郭は東西770m、南北320mの長楕円形で延長約1.76kmであり、外郭は東西1,370m、南北780mの長楕円形で延長約3.6km、面積およそ87万5千m²である。外郭線は角材列が一列にならび、東・西・南・北に八脚門がつく。内郭線は築地土塀（東・西・南の山麓）と角材列（北の低地）が連なり、南・北に八脚門がつく。内郭北門は2回、内郭南門は4回の造営が確認できた。外郭南門・内郭南門延長上の長森丘陵上に政庁がある。政庁は板解で区画され、政庁門を設けている。板解の中には正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これらの造構は数時期あり、これら主要建物群の基本的配置の型式は創建から終末まで一貫していて、政治的機能を果していた場所と考えられる。政庁の南側板解に接するように東前殿・西前殿がある。

出土品には、土師器・須恵器・灰釉陶器があり、ほかに木簡・墨書き器・壇などがある。木簡には「鮑海郡長解申請」「十火大穀二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」など文書・賛進様木簡がある。墨書き器には「鐵物」「綱」「厨家」「缶舟」「文」などがある。

管理団体仙北町は1979（昭和54）年から保存管理計画による遺構保護整備地区である内郭地域の土地買上げ事業を進めており、1982（昭和57）年からは環境整備事業を開始している。

第2章 調査計画と実績

昭和59年度の発掘調査は「払田櫛跡発掘調査要項」に基づく、第3次5年計画の初年度にあたる。さいわい発掘調査費については、秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総経費1,400万円のうち、国庫補助額700万円）を得たので、次のような「昭和59年度払田櫛跡発掘調査計画（案）」を立案した。

第1表 発掘調査計画表

調査次数	調査地区	調査予定面積	調査期間	備考
第55次	内郭南門跡西部 (払田字長森)	1,400m ²	4月2日～8月31日	
第56次	外郭南西部 (払田字館前)	610m ²	11月1日～11月30日	但し、国庫補助対象外事業
合計	2地区	2,010m ²		

昭和59年度から昭和63年度までの発掘調査は「払田櫛跡発掘調査第3次5年計画（案）」として立案され、顧問会議の指導と助言を得て承認されたものである。

第55次発掘調査は、内郭南門の西部を対象とし、将来の環境整備事業に対応するため計画したものである。第56次発掘調査は町道拡幅工事に伴う調査として予定したが、計画が縮小され事前調査の必要がなくなったため取り止めた。

昭和59年度の発掘調査の実績は次のとおりである。

第2表 発掘調査実績表

調査次数	調査地区	発掘面積	調査期間
第55次	内郭南門跡西部(払田字長森)	1,008m ²	4月2日～8月31日
第56次	外郭東部(本堂城回字森崎)	80m ²	4月23日～4月24日

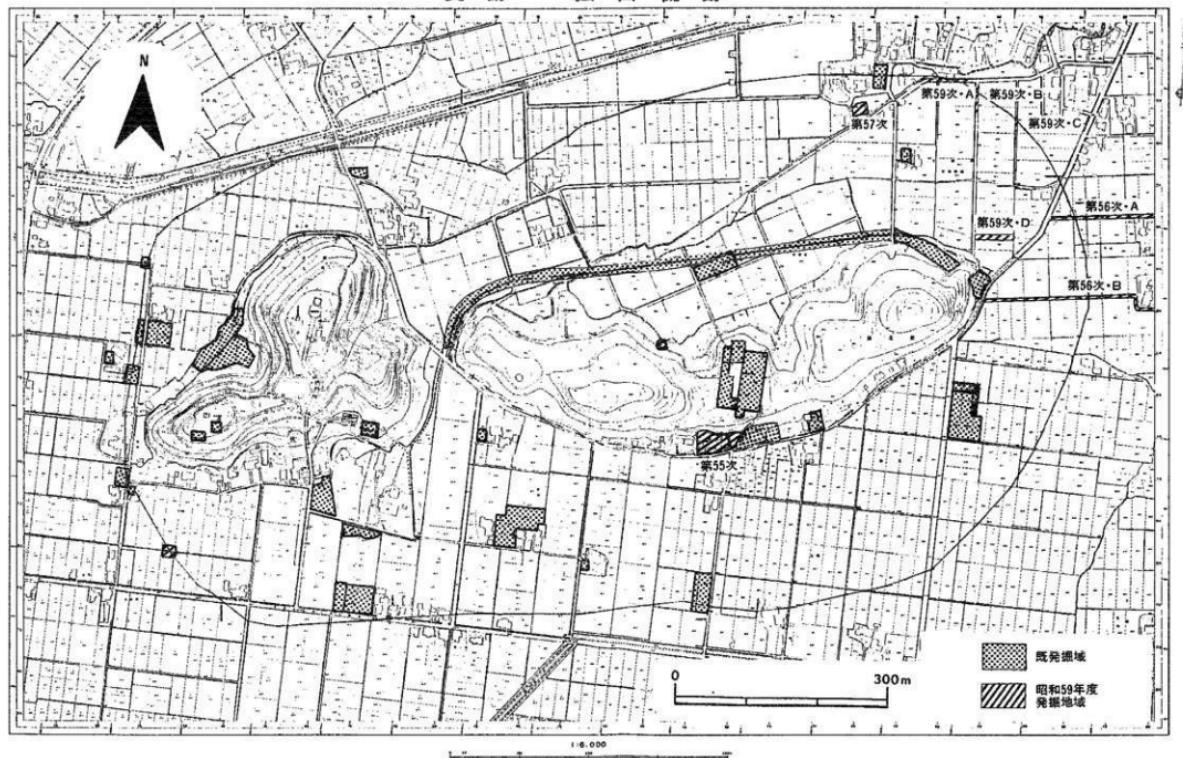
第57次	外郭北東部（本堂城回字百目木）	2m ²	7月4日～7月7日
第58次	外郭南西部（払田字森崎）	16m ²	10月11日～10月12日
第59次	外郭北東部（本堂城回字百目木）	170m ²	10月25日～10月30日
合 計	5 地 区	1,276m ²	

第55次発掘調査は、昭和5年上田三平氏が「古石垣」と呼称した部分を中心に、内郭線と長森丘陵間の平坦地における遺構の有無および内郭南門跡の再調査を行なった。調査の結果、石垣を外面とした築地土壁、版築による基礎整地地盤など古代の遺構群を確認することができた。第56次発掘調査は、現状変更届出に伴うもので、外郭東門跡に隣接する東西に走る農道の拡幅工事の事前調査として実施した。この農道は耕地整理以前から存在していただけに、外郭線角材列が良好な状態で確認できた。当地点は外郭線位置が明確でなかっただけに貴重な資料となつた。第57次発掘調査は住宅の増改築工事届出に伴うもので、一部坪壊りと立ち合い調査を実施したが、遺構・遺物などの確認はなかった。第58次発掘調査は、現況排水路の改良工事に伴う事前調査として実施した。本調査では、排水路内の南北端に角材を発見したが、工事によって保存できることがわかったため、保護措置をとることになった。第59次発掘調査は道路・用排水路の拡幅工事に伴う事前調査として、外郭線北東部の位置確認を目的に実施した。本調査では、角材列を1箇所能認できたにすぎなかった。これは、明治35～36年にかけて角材を集中的に撤去上げたことと、その後の耕地整理などの土木工事によって完全に破壊されていたためである。

政府跡発掘調査は昭和62～58年までの間、延6年間にわたって行った。調査の概要は、毎年度末の年報で連報してきたが、その後の検討によって新しい見解が生じたところもある。このため政府跡の成果を集成した報告書『払田柵跡と政府跡』を刊行した。

なお、出土遺物・図面等の資料整理は年間を通じて実施した。

史跡 払田柵跡



第1図 扟田柵跡発掘調査地域図

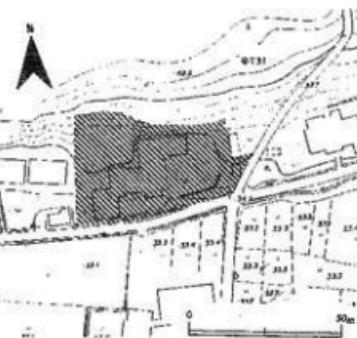
第3章 第55次発掘調査

第1節 調査経過（第2図、図版1）

第55次発掘調査は内郭南門と築地土塁との接点部分の構造解明、同南門付近での築地上塁の構築方法の解明と既調査区の構築方法との対比、内郭線と長森丘陵間の平坦地における主要建物および諸施設の存在有無の確認、内郭線の位置確定を目的として実施した。また、昨年度の第54次発掘調査において、内郭南門（S B 230）の造営回数について疑義が生じていたため、全体の再調査も併せて実施した。

特に本調査区は、第13次発掘調査において、築地土塁と推定した通称「石垣」が含まれている地点である。

調査は仙北町払川字長森5・7・9・11～13、6・2・10・1・2、85・2番地内の約1,400m²を対象とした。当地点は、旧熊谷喜和子氏宅地（天理教高梨分教会）が、昭和4年から昭和57年までに居住していた場所である。熊谷喜和子氏によれば、宅地以前は畠地であった由である。4月2日～12日の間に器材等諸準備および基準点移動を行い、13日テント設営後器材を搬入した。14日～19日に地形測量を行い、20日から表土剥ぎを開始した。26日内郭南門と築地上塁との接点部分の構造を解明するためにS B 230の西側柱3本を再度（第13次発掘調査において調査済）掘り下げる。27日S B 230-12において新しく重複プランを検出し、精査の結果4時期のプランを確認した。S B 230-4・8の精査の結果、3～4時期のプランが確認できた。第13次発掘調査では内郭南門の造営を2時期と報告したが、昨年度第54次発掘調査では3時期以上の可能性を示唆した。またS B 230西側柱列を精査した結果、3～4期の造営の可能性が出てきたため、内郭南門の見直し調査を実施することにした。5月10日S B 230西側に南北に平行して走るS D 675・676を検出する。15日S B 230-12立割の結果4時期を確認する。19日S B 230-4立割の結果4時期を確認する。S B 230全体把握のためS B 230-6・7・10・11を掘り下げる。22日S B 230-7立割の結果1時期を確認した。2期以降は櫛通り中央柱2本が無い構造となっていたようである。31日調査区南西部において熊谷家住宅造成以前の畠の歴史を検出し、造成以前調査区が畠地であったことが確認できた。6月2日大阪市立大学 藤木孝次郎名誉教授、宮城学院女子大学 工藤雅樹助教授が来訪された。6月4日内郭第



第2図 第55次発掘調査

（図1）

地をS F 690としてA～Dの4トレンチを設定した。5日Cトレンチ観察により「石垣」と呼称されている部分は後に手が加えられたもので八幡神社創建時以降と考えてよいようである。22日SB230-10・11ともに1時期と確認し、S B 230の重複は4時期と判明した。28日S B 230全量写真撮影を行い、S B 230の再調査を終了する。29日旧宅地部分に亘る整地地業の上層観察のため07ライン、12ライン、1Bラインにトレンチを設定する。7月2日07ライントレンチ中央部下層において木片が多量に出土した。これらは材木を加工した際にできたと思われる木端や部材の一部で一括廃棄されたものらしく、それらの中に木筒5点、楔3点、角材などの木製品も含まれていた。3日S F 690の構築には角礫を石垣のように配していることが判明した。また個々の角礫は外側をそろえており、「野面積み」の形態を呈している。5日旧宅地部分の精査を開始したが、小ピットが多く建物等の検出はない。13日12ライントレンチ掘り下げ終了。07ライントレンチで見られた木片包含層はない。15日07ライントレンチ精査終了。SK 692底部より曲物の一部出土。井戸と思われる。19日12ライントレンチ精査終了。23日S F 690北端を確認。S F 690の地盤を固める際の基礎地業をS X 700とする。S X 700の北端に区切る形でS D 697が東西に走っている。24日最終平面図の作成を開始する。31日各遺構の精査を開始する。東北歴史資料館 桑原滋郎学芸部長が来跡され現地にて御指導をいただいた。8月2日各遺構の写真撮影を行う。3日各遺構の平・断面図及び写真撮影を終了する。4日～7日調査区全量写真を行う。8日～20日室内にて調査資料の整理を行い、21～30日に補足調査を実施した。31日器材等を撤収して第55次発掘調査を終了した。

第2節 発見遺構（第3図、図版5）

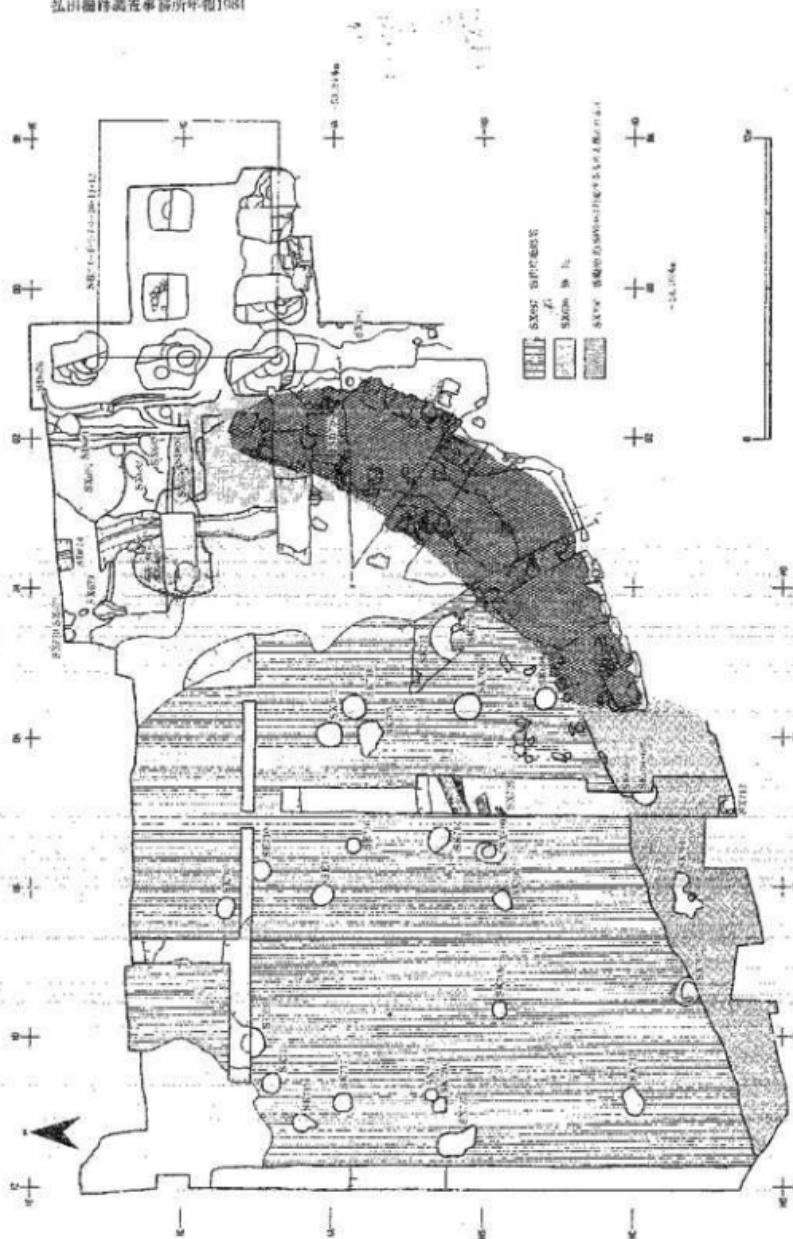
本調査においては50遺構を発見した。内訳は墓地1・整地地業3・溝7・井戸跡4・土壙19・その他16である。調査区は2年前まで宅地であったため、かなりの削平および櫛乱を受けており、時代特定のできない遺構や性格不明の遺構が少なくない。以下遺構の説明を行う。S B 230内郭南門及びS B 230関連の遺構についての調査結果も併せて報告する。

1 S B 230 内郭南門（第4図、図版2～4）

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物で、柱掘形の切り合い関係及び立脚によって全4期の造営と判断した。

（1）S B 230 A（第1期）

東西棟桁行3間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物である。柱間は重複のため棟通り中央柱2本がわかるにすぎない。柱間距離は3.6mである。柱掘形は一辺1.5～1.6mの方形を呈し直径約65cmの柱頭が認められる。棟通り中央2本以外の柱は、柱掘形の一部しか確認できなかっ

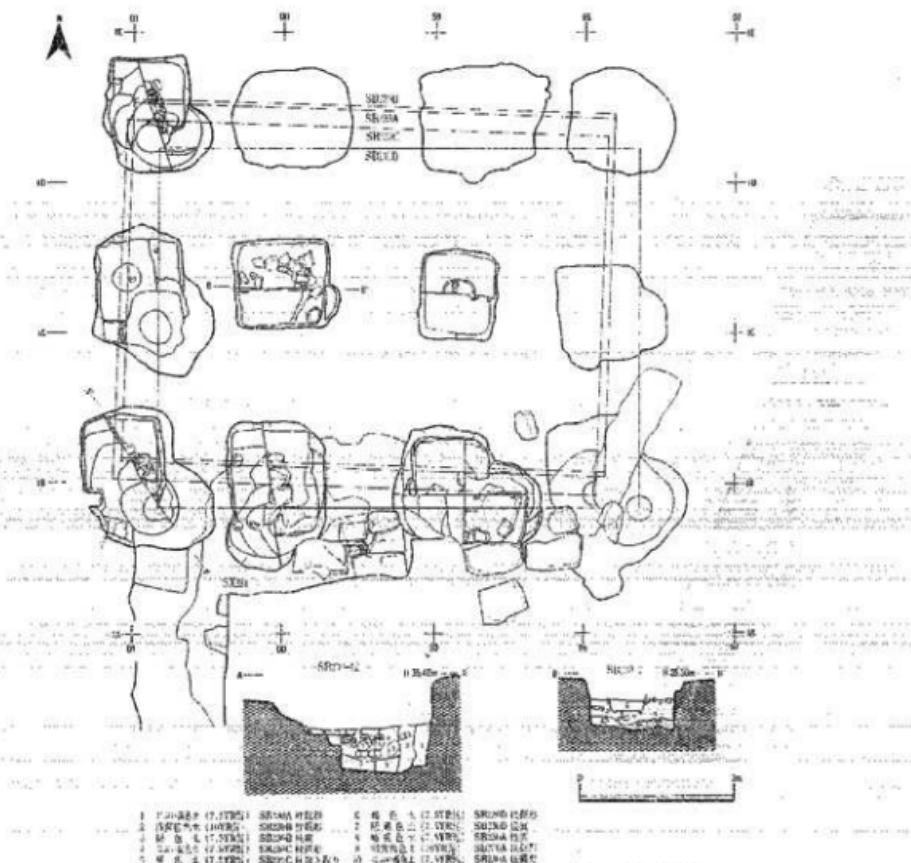


第3図 第55次森林調査造林地図

た。このため、建物の全体規模を復原することは困難である。あえて柱間を復原すれば、後述する第Ⅲ期の建物規模とはほぼ同一とみて、桁行30尺（9+12+9）、梁行24尺（12+12）としておきたい。柱頭の周囲には10~30cmの大いな質岩が根固の石として使用されている。

(2) S B 230 B (第Ⅱ期)

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。建物位置が第Ⅰ期とほぼ同位置のため第Ⅰ期と比較して棟通り中央柱2本を欠いた状態と思われる。棟通り中央柱2本において重複は認められないが、第Ⅱ期において再利用されたと考えれば、S B 230 Bも総柱の可能性があり、S B 230 Aと同規模と推測しておきたい。柱間は重複のため南側柱列の西3本と西妻柱1本の



第4図 S B 230 実測図

4本間でわかるにすぎない。柱間距離は南側柱列6.58m（東から（3.76）+（2.82）m）、西妻柱との柱間（3.54）mである。柱間を後述する第Ⅲ期の建物規模とほぼ同一とみて、桁行30尺（9+12+9）、梁行24尺（12+12）と復原しておきたい。柱間寸法は確定できないが桁行総長9.03m、梁行総長7.08mと推定する。柱掘形は一辺が1.2~1.5mの方形ないし長方形を呈し、直径約55cmの柱底が認められる。

（3） S B 230 C [第Ⅲ期]

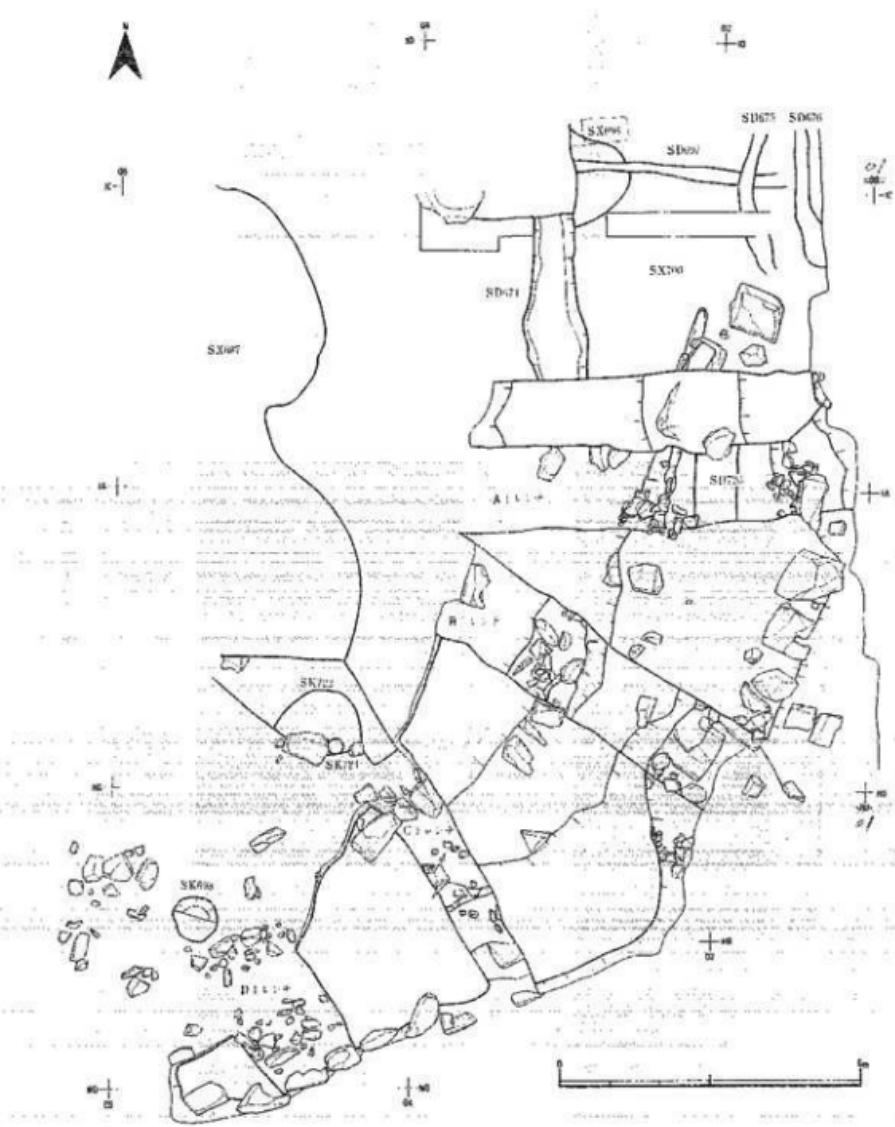
東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱間は重複のため北東隅柱を除いた3本の隅柱間がわかるにすぎない。南側桁行隅柱の柱間（9.12）m、西側梁行隅柱の柱間（7.03）mである。柱間は、桁行30尺（9+12+9）、梁行24尺（12+12）と復原しておきたい。柱掘形は1.2~1.5mの梢円形ないし略円形を呈し、直径約50cmの柱底が認められる。

（4） S B 230 D [第Ⅳ期]

東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱間は抜き取りのため南側柱列の一部と西妻柱列の一部がわかるにすぎない。柱間距離は確定できないが、南側桁行9.62m（東から3.31+3.91+2.7）、西側梁行（7.37）m（北から（3.76）+（3.61）m）で、計画尺による桁行31尺、梁行（24.5）尺と推定しておく。柱間は桁行31尺（東から11+13+7）、梁行24.5尺（北から12.5+12）であろう。柱間寸法は確定できないが、桁行総長9.62m、梁行総長7.37mと復原しておきたい。柱掘形は1.1~1.3mの略円形を呈し、直径約50cmの柱底が認められる。

2 - SF 690 築地土塀 (第5・6図、図版6~9)

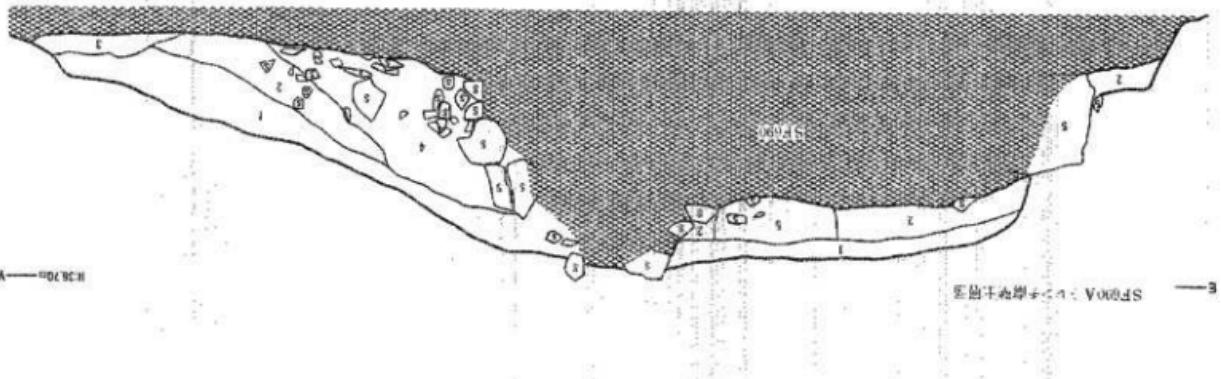
S B 230西側から南に12mほど延び、さらに西に曲がる延長20.8m、最大幅4.60mの築地上塀である。本体の古くから「石垣」と呼称されている部分は築地土塀の遺存部分であることが判明し、「石垣」部分は築地本体下部に用いられた良岩が2~3段に積み上げられ、各石の面が一律に整えられており、石垣状を呈しているものであった。石の大きさは1.2×1.2m~20×30cm位までバラエティに富んでおり1個1個の石を切りそろえた状態ではないが、各石の剥離面を利用して組み合せ、築地本体の外側を意図的にそろえたもののようにある。築地の構築方法は築地本体の立てを実施しなかったため詳細は不明であるが、広範圍に地ならし整地を行い、その後版塗を用いて地盤を強固にするための基礎地塁（SX 700）を行い、基礎地業上に幅約4.2~4.6mで石を両面に並置し部分的に2~3段に積み重ね、その後築地本体を構築したものと思われる。築地本体上部には幅約80cmの南北方向に走る溝（SD 726）が△トレンチで観察されているが、他のトレンチでは確認できず、その性格は不明であるが、第9次発掘調査において検出したSD 77と同様のものか判明できなかった。いずれにしても、SF 690の構築においての・追の仕事の範疇に入るものと思われる。この他、積み手の違いなど時期差や補修などの痕跡は確認していない。



第5圖 SF 690 實測圖

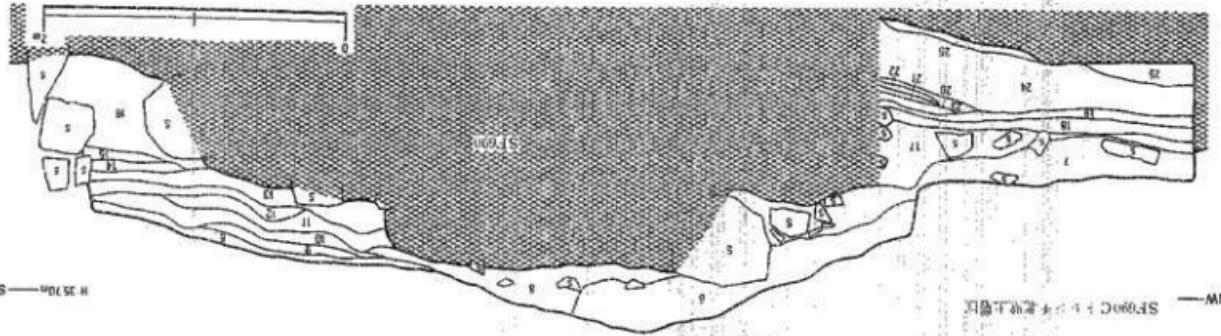
e

SF900A 之 E 号墓葬平面图



100m—W

SF900C 之 E 号墓葬平面图



100m—SE

图 6 图 SF90 土质图

该图展示了 SF90 地质剖面图，图中列出了地层的名称、厚度、主要特征以及与之相关的考古学信息。地层从上到下依次为：

- 第 2 层：土质，厚度 0.5m，特征为黄褐色，含沙量高。
- 第 1 层：土质，厚度 0.5m，特征为灰褐色，含沙量低。
- 第 0 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -1 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -2 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -3 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -4 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -5 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -6 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -7 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -8 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -9 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -10 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -11 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -12 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -13 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -14 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -15 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -16 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -17 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -18 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -19 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -20 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -21 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。
- 第 -22 层：土质，厚度 0.5m，特征为深灰色，含沙量低。

3 整地地業

(1) SX 684 (第7・11図)

I C 03を中心として確認した整地地業である。地山の落ち込み部分を約1m盛土整地しており、その後S D 674に切られているものである。

(2) SX 687 (第8図、図版9~11)

II熊谷家宅地部分のはば全域にわたって確認した整地地業である。地形なりに地ならしされた黒色土上に30cm~1.6mの厚さで土を互層に埋めた後最上部を叩きしめて、平坦面を造りだしたものである。この盛土整地事業の下部には削り屑・材木・木製品・樹皮等が大量に含まれている層(SX 725)がある。整地地業としては第54次発掘調査において検出したSX 671と同じ目的・同一時期の所産と思われ、SX 671同様にS F 690構築前の盛土整地地業であり、SX 700基礎地業間との時間差は認められず、連続作業として施工されたものと思われる。

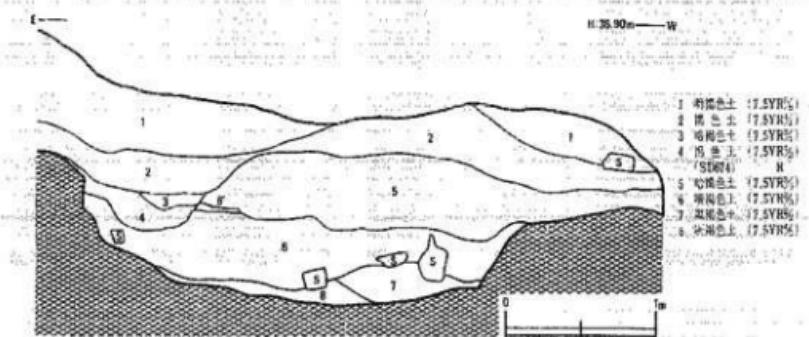
(3) SX 700 (第3・10図、図版14)

S F 690下部に認められた築地構築のための基礎地業である。S F 690北端において幅約2.9mにわたって版築された積土があり、厚い部分で約60cm、多いところで6層の互層が認められる。版築の積土は5~10cmの厚さである。版築を観察した部分はS F 690が構築されなかった地点のため、S F 690構築部分での数値はやや異なる可能性もある。調査区南側のS F 690延長線上にSX 698とは平面プランにおいて明瞭に一線を画する部分が認められるため、これもS F 690構築のための基礎地業ととらえ、SX 700とした。

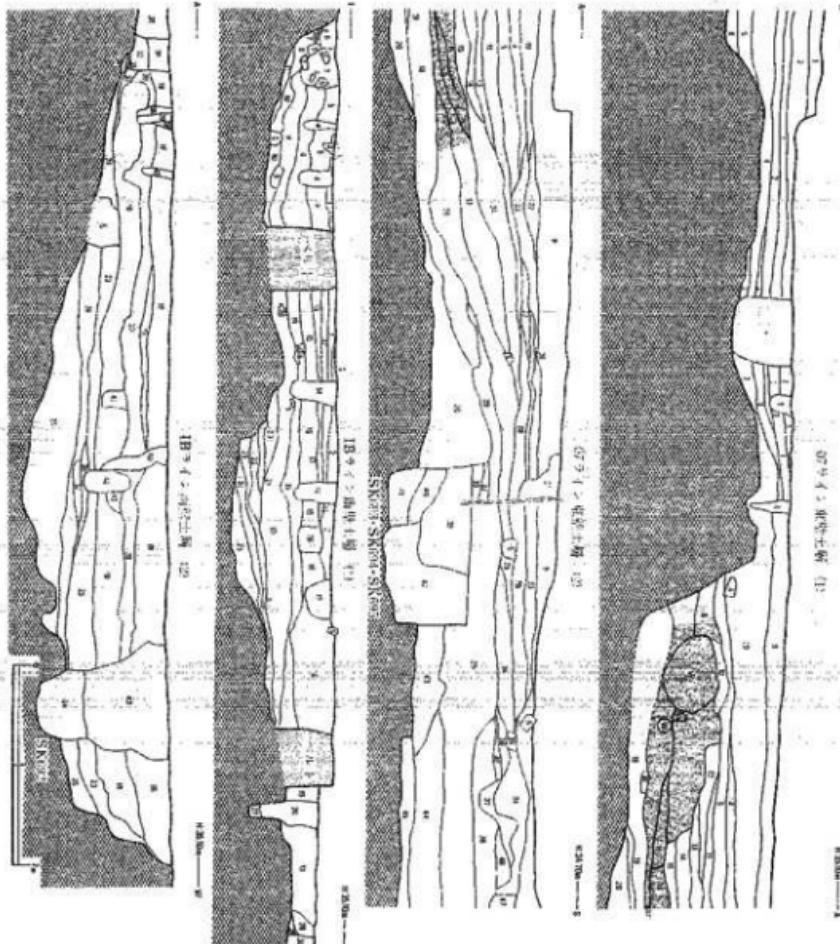
4 溝状遺構

(1) S D 674 (第5・7・11・12図、図版13・14)

S F 690・SX 700の南側に位置し、南北に走る溝状遺構である。上面幅約1.2m、底面幅



第7図 SX 684 土層図



第8図 07ライン測量、19ライン南端土壠図

北西 X265 地質付水文地圖

北東 X266 地質付水文地圖

北西 X267 地質付水文地圖

北東 X268 地質付水文地圖

北西 X269 地質付水文地圖

北東 X270 地質付水文地圖

北西 X271 地質付水文地圖

北東 X272 地質付水文地圖

北西 X273 地質付水文地圖

北東 X274 地質付水文地圖

北西 X275 地質付水文地圖

北東 X276 地質付水文地圖

北西 X277 地質付水文地圖

北東 X278 地質付水文地圖

北西 X279 地質付水文地圖

北東 X280 地質付水文地圖

北西 X281 地質付水文地圖

北東 X282 地質付水文地圖

北西 X283 地質付水文地圖

北東 X284 地質付水文地圖

北西 X285 地質付水文地圖

北東 X286 地質付水文地圖

北西 X287 地質付水文地圖

北東 X288 地質付水文地圖

北西 X289 地質付水文地圖

北東 X290 地質付水文地圖

北西 X291 地質付水文地圖

北東 X292 地質付水文地圖

北西 X293 地質付水文地圖

北東 X294 地質付水文地圖

約40cm、深さ40~70cmである。SD697・SX684・696を切っている。

(2) SD675 (第9・10・12図、図版14)

SB230の西側に位置し、SB230西側柱列と平行して南北に走る溝状遺構である。上面幅約55cm、底面幅40cm、深さ5cmである。覆土は暗褐色土で、SB230との位置関係から雨落溝の可能性も考えることができるであろう。

(3) SD676 (第9・10・12図、図版14)

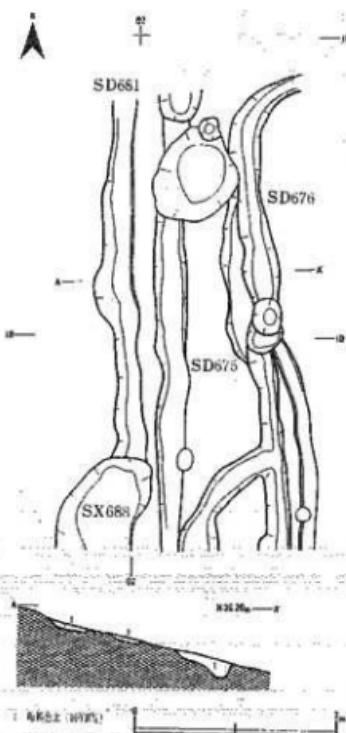
SB230の西側に位置し、SB230西側柱列と平行して南北に走る溝状遺構である。上面幅65~90cm、底面幅50~80cm、深さ10~20cmである。覆土は暗褐色土で、SB230との位置関係から雨落溝の可能性も考えることができるであろう。

(4) SD680 (第11図)

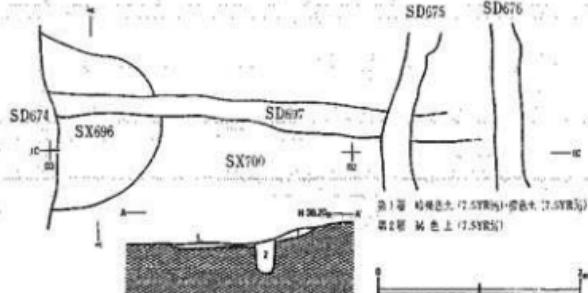
SD674とSX679間に位置する溝状遺構である。上面幅18~22cm、底面幅約8cm、深さ4cmで、SD674・SX679に切られてい。もしSX679が住居跡のカマドであるとするならばSD680は壁溝の可能性が考えられるが、現状での判明は困難である。

(5) SD681

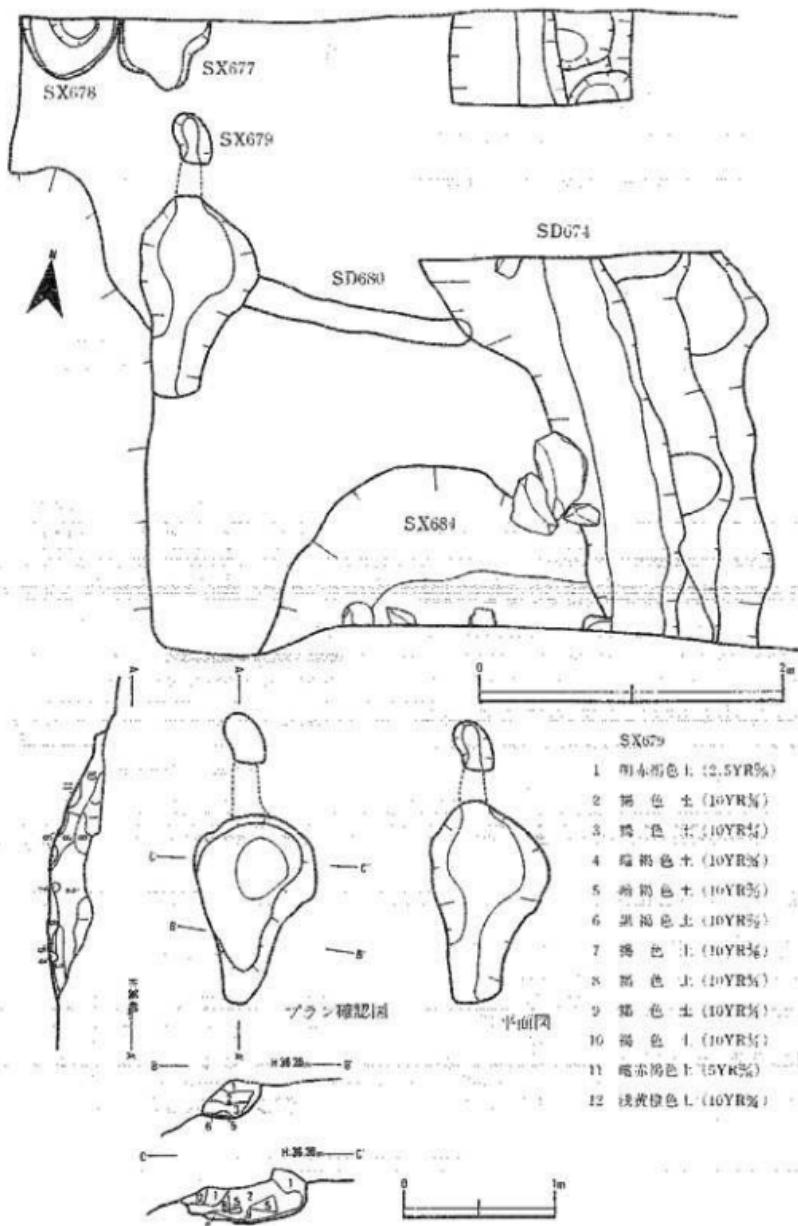
SB230の西側に位置し、SB230西側柱列と平行して南北に走る溝状遺構である。上面幅25~47cm、底面幅15~30cm、深さ5~7cmである。覆土は暗褐色土で、SB230との位置関係から雨落溝の可能性も考えることが



第9図 SD実測図



第10図 SD・SX実測図



第11図 調査区北東部実測図

できるであろう。また S D 675・676・681の関係は不明だが、雨落溝とすればそれぞれが S B 230の変遷に伴うものと考えることもできるであろう。

(6) S D 697 (第5・10図、同版13・14)

S X 700の北端にS X 700を区切る状態で検出された溝状遺構である。上面幅20~30cm、底面幅14~20cm、深さ18~34cmで、S D 674に切られ、S X 700、S X 696を切っている。S D 697以北に版築がまったく認められないことから、SD697はS X 700基礎地盤を施行する際の一連の仕事の中で用いられた可能性が考えられるものである。

(7) S D 726 (第5図)

S F 690Aトレンチ中央にて検出された幅約80cmの溝状遺構である。

5 井戸跡

(1) S E 692 (第8・13図、同版15)

I Bライントレンチ南壁において検出された井戸跡である。上面プランは円形を呈しており、上面径約1.2m、底径約50cm、深さ1.3mである。底から折損した折敷と曲物の一部が出土しているため、井筒として曲物を使用していた可能性も考えられる。

(2) S E 710 (第13図)

I Bライントレンチ南壁において検出された井戸跡である。上面プランは円形を呈しており、上面径約80cm、底径約40cm、深さ1.14mである。底から曲物の一部が出土しているため、井筒として曲物を使用していた可能性も考えられる。また折敷の一部も同時に出土している。

(3) S E 711 (第13図)

S E 710の南に位置する井戸跡で、上面プランは円形を呈しており、上面径約85cm、底径約50cm、深さ93cmである。

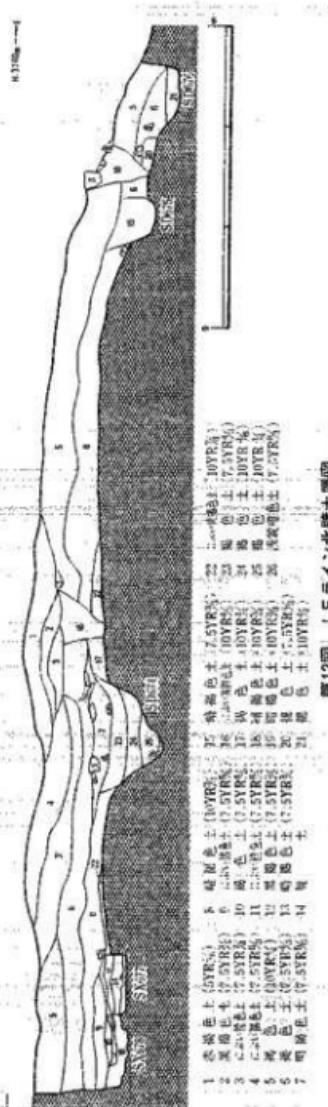


図12 図
I Bライントレンチ南壁

(4) SE 716 (第13図)

SE 711の南東に位置する井戸跡で、上面プランは円形を呈しており、上面径約65cm、底径約60cm、深さ96cmである。

6 土壌

(1) SK 693 (第14図)

S X 687とS X 700の境界に位置し、円形を呈すると思われる遺構で、重複のため規模は不明である。

(2) SK 694 (第14図)

S X 693の南に位置し、円形を呈すると思われる遺構で、径約1m、深さ約85cmである。SK 693を切り、SK 695に切られている。

(3) SK 695 (第14図)

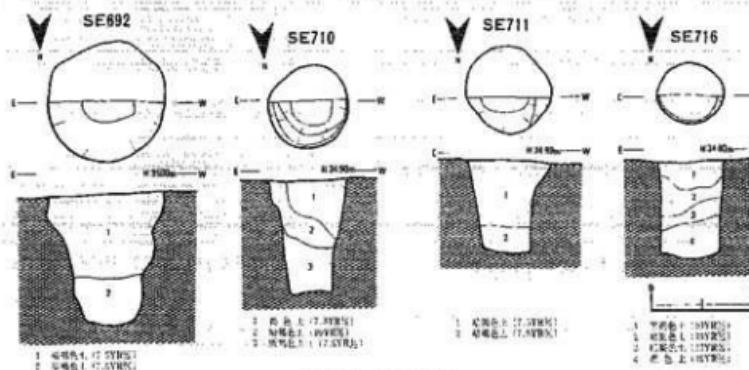
SK 693・694の上に位置し、円形を呈すると思われる遺構で、径約1.1m、深さ約50cmである。SK 693・694を切っている。SK 693～695はS X 687整地地盤の黒色土ならし直後に行われた仕事で、その後のS X 687地業との時間差は認められず、一連の仕事と思われる。またSK 693～695を平面・土層の観察により3遺構としたが、これらの新旧関係は一連の仕事の過程を示すもので各遺構間に時間差がほとんど無い場合も考えられる。後述するSK 722・724も同質の仕事と思われ、これらの関連性、一貫性の調査が今後の課題である。

(4) SK 698 (第14図)

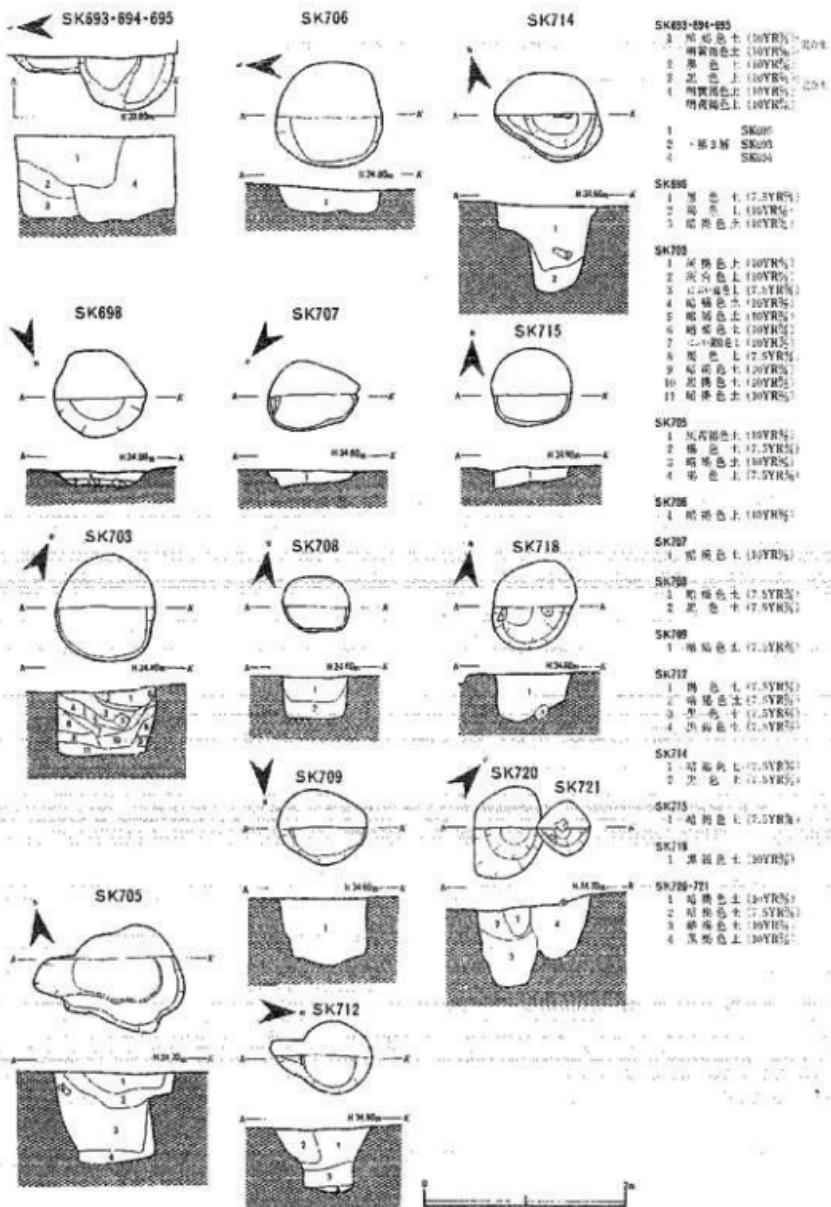
S X 706の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径85～90cm、深さ15cmである。覆土はS X 687最下層と同様の黒色土であり、本調査区ではこの一例のみである。

(5) SK 703 (第14図)

SK 705の北に位置し、円形を呈する遺構で、径約1m、深さ65cmである。



第13図 SE実測図



第14図 SK実測図

(6) SK 705 (第14図)

SK 703の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.48m、短軸1.04m、深さ92cmである。覆土巾より木製品(柄)が出土している。

(7) SK 706 (第14図)

SK 698の北に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、径約1.05m、深さ25cmである。

(8) SK 707 (第14図)

SK 699の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸92cm、短軸68cm、深さ16cmである。

(9) SK 708 (第14図)

SK 707の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸66cm、短軸55cm、深さ41cmである。

(10) SK 709 (第14図)

SE 710の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸89cm、短軸74cm、深さ67cmである。

(11) SK 712 (第14図)

SK 717の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.03m、短軸72cm、深さ63cmである。

(12) SK 714 (第14図)

SK 716の南に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.1m、短軸86cm、深さ95cmである。

(13) SK 715 (第14図)

SE 692の南西に位置し、円形を呈する遺構で、径約80cm、深さ17cmである。

(14) SK 718 (第14図)

SK 705の北東に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸96cm、短軸78cm、深さ47cmである。

(15) SK 719

SK 702の北西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.23m、短軸88cmである。北壁がラスコ状を呈している。

(16) SK 720 (第14図)

SK 723の東に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1m、短軸72cm、深さ78cmである。

SK 721に切られている。

(17) SK 721 (第14図)

SK 720の東に位置し、四角形を呈する遺構で、一辺が約50cm、深さ55cmである。SK 720を切っている。

(18) SK 722 (図版9)

S F 690の西に位置し、不整円形を呈すると思われる遺構で、径約1.8mである。SK 724に切られている。SK 693～695と同様にSX 687整地地盤の黒色土ならし直後に行われた仕事で、その後のSX 687地盤との時間差は認められず、一連の仕事と思われる。SK 724に切られている。

(19) SK 724 (図版9)

S K 722上に位置し、円形を呈する遺構で、径約30cmである。SX 687・SX 722を切っている。遺構確認面は異なるが、位置関係などから考えてSK 724はSK 722の柱痕跡の可能性も考えられるためSK 722・724は、一連の仕事と考えることもできる。

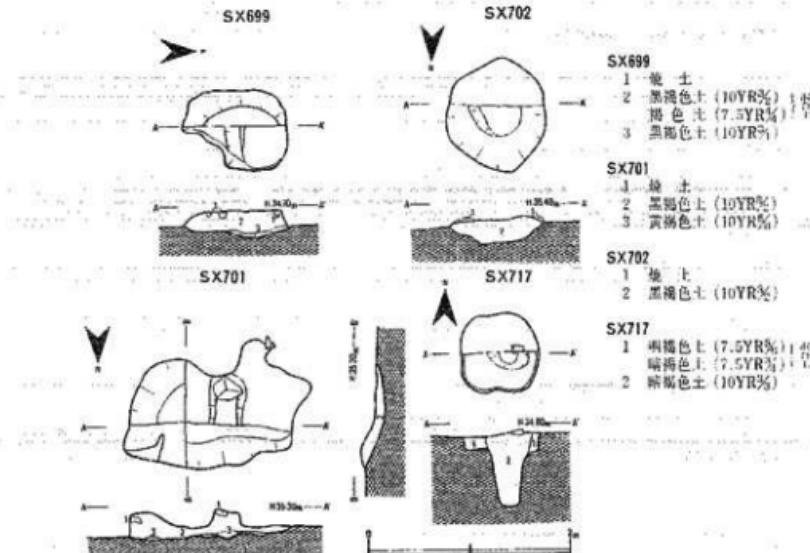
7 その他の遺構

(1) SX 677 (第11・12図)

S X 679の北に位置する焼土遺構である。現状で東西61cm、南北46cmを確認しており、深さは23cmである。覆土中に炭化物・焼土を含んでいる。SX 678と隣接しているが新旧関係は不明である。

(2) SX 678 (第11・12図)

S X 679の北に位置する焼土遺構である。現状で東西64cm、南北40cmを確認しており、深さ



第15図 SX実測図

は16cmである。覆土中に炭化物・焼土を含んでいる。S X 677と隣接しているが新旧関係は不明である。

(3) S X 679 (図11図)

S D 680の西端に位置する焼土遺構である。粘土で壁を構築したカマド状の遺構で、北側に地山を掘り込んでトンネル状にした煙道が延びている。東西81cm、南北1.96mで、覆土最下層には厚い部分で12cmの灰が堆積している。天井中央には37×27cmの穴が開いており、穴の真下には35×20cm大の頁岩が穴の上に崩れ落ちていた。S X 679が住居跡のカマドとすれば、S D 680が壁溝とも考えられるが、確証を得ることができなかった。

(4) S X 682

S D 697の北に位置する不整形遺構である。現状で長軸2.23m、短軸1.3mである。

(5) S X 683

S D 697の北に位置する不整形遺構である。現状で長軸1.06m、短軸75cmである。

(6) S X 686

S B 230-10柱掘形の南壁において検出した遺構である。S X 281を切っており、幅88cm、深さ約1mである。

(7) S X 689

I B 04・05内において検出したS X 687中の古代遺物の一括出土である。

(8) S X 691 (図版14)

S D 674とS D 676間に位置する不整形遺構である。東西約3.8m、南北約2.65mで、底面は囲くしまっている。

(9) S X 696 (図10図、図版13)

S X 700の北端に位置し、不整円形を呈すると思われる遺構で、径約1.45m、深さ5cmである。S D 674・677に切れられ、S X 700を切っている。

(10) S X 699 (図15図)

S K 714の南に位置する焼土遺構である。長軸1.04m、短軸78cm、厚さ2.6cmである。縁辺部に焼土が集中している。

(11) S X 701 (図15図)

S X 700上に位置する焼土遺構である。不整形で、長軸1.63m、短軸1.07m、厚さ27cmである。縁辺部に焼土が集中している。

(12) S X 702 (図15図)

S X 701の西に位置する焼土遺構である。不整橢円形を呈し、長軸1.14m、短軸95cm、厚さ23cmである。縁辺部に焼土が集中している。

(13) S X 713

S X 701の南東に位置する焼土遺構である。不整形で、長軸80cm、短軸70cm、厚さ26cmである。馬蹄形状に燒土が集中している。

(14) S X 717 (第15図)

S X 712の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、径約80cm、深さ74cmである。

(15) S X 723

S X 720の西に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸1.8m、短軸1.04m、深さ23cmである。

(16) S X 725 (図版12)

07ライントレンチ中央で検出した木端、材木、木製品一括包含層である。これらの木端材木、木製品等が南北約4mの幅で、厚さ30~70cmにわたって堆積しているものである。出土品の中には木筒5点、楔3点、角材などがあり、材木の中には伐採後未加工の直径約60cmの「桂」や「椿」の原本や、内・外郭線の角材と同様に加工したものも含まれている。これらと同時に大量の木端・木片・樹皮等が含まれているため、この近辺に木材等の加工場が存在し、その廃棄物をS X 687地業の際に埋めたものと思われる。S X 725は、なお東西に広く延びているよう思われる。包含層からは後述するように、建築部材など古代建築技法の解明に手がかりを得る資料が発見されているので、今後の調査成果が期待されるものである。

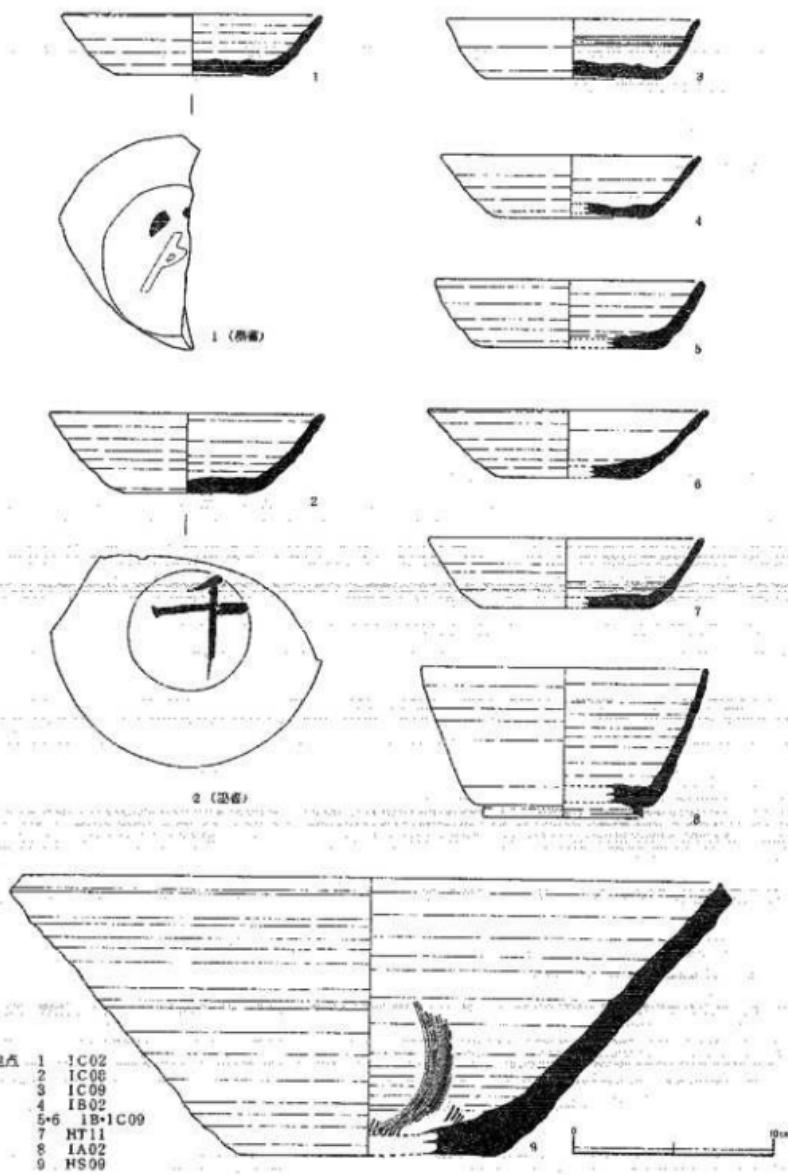
第3節 出土遺物 (第16~22図、図版16~23)

1 須恵器 (第16図、図版16)

1~7はロクロ成形の杯である。底部切り離しは回転ヘラ切りで、二次調整は施されていない。1~2は外底面に墨書きが認められ、1は判読不明だが、2は「千」と読める。この内面には火燐痕が認められる。8は高台付の杯である。3~5~6はIB~1C09内にて平瓦・丸瓦と一括して出土したものである。

2 土師器 (第17図、図版16)

10~13はロクロ成形の杯である。10~12の底部切り離しは右回転糸切りで、二次調整は施されていない。11の底部切り離しは回転ヘラ切りである。13は高台付で、底部切り離しは不明である。14は擬宝珠状のつまみをもつ蓋で、切り離しは不明である。つまみ周辺に回転ヘラケズリが施されていると思われるが、風化作用のため明確ではない。15はつまみ周辺に回転ヘラケズリが2重に施されている蓋である。13~15はS X 687整地地業中のS X 689からの出土である。



第15図 出土遺物①

3 碗 (第18図、図版16・17)

16・17は陶器で、18・19は転用器である。16・17は成形後、ヘラケズリ及びヘラナデ整形を行い、内面にヘラミガキを施している。18・19はいずれも須恵器の内底面を再利用したもので、わずかに墨表が残っている。

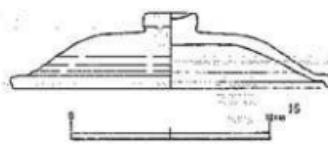
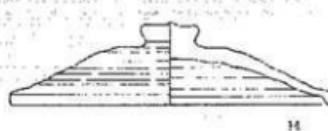
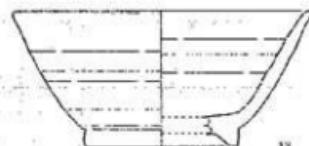
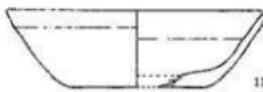
4 瓦 (第19図、図版18)

20・21は平瓦で、凸面が格子叩目で凹面が布目である。ともに両側縁の凸面に面取りのケズリ調整が施されている。また平瓦小破片の中には凸面に面取りのケズリ調整が施されているものもある。20は崩滅が著しいため不明だが、21には糸切り痕跡が認められ、他の小破片においても同様に認めることができるため平瓦は粘土板作りと思われる。また20・21ともに布端が認められることから、先の諸觀察と併せて考えると一枚作りであったと思われる。21から復原できる平瓦の大きさは広端部29cm、狭端部26cm、長さ37.5cm、厚さ1.8~2.5cmである。

22・23は丸瓦で、凸面がスリ消し、凹面が布目の無段のものである。22は凹面の一側面のみ面取りのケズリ調整が認められる。他の小破片においては側面及び端面にも面取りのケズリ調整がなされているものも認められる。22から復原できる丸瓦の大きさは広端部22cm、狭端部16cm、長さ41cm、厚さ1.5~2cmである。23は凹面に糸切り痕跡が認められる。

5 中世陶器 (第16図)

9は珠洲系の攝鉢で、口縁部は外削ぎがなされており、8条を一単位とする櫛歯具により直線文の卸し目が施されている。他は小破片のため図示できなかったが、十文花字の描かれている明染付皿(15C末~16C後半)、美濃の小皿(16C)、京焼風陶器皿(17C末~18C前半)、伊万里染付



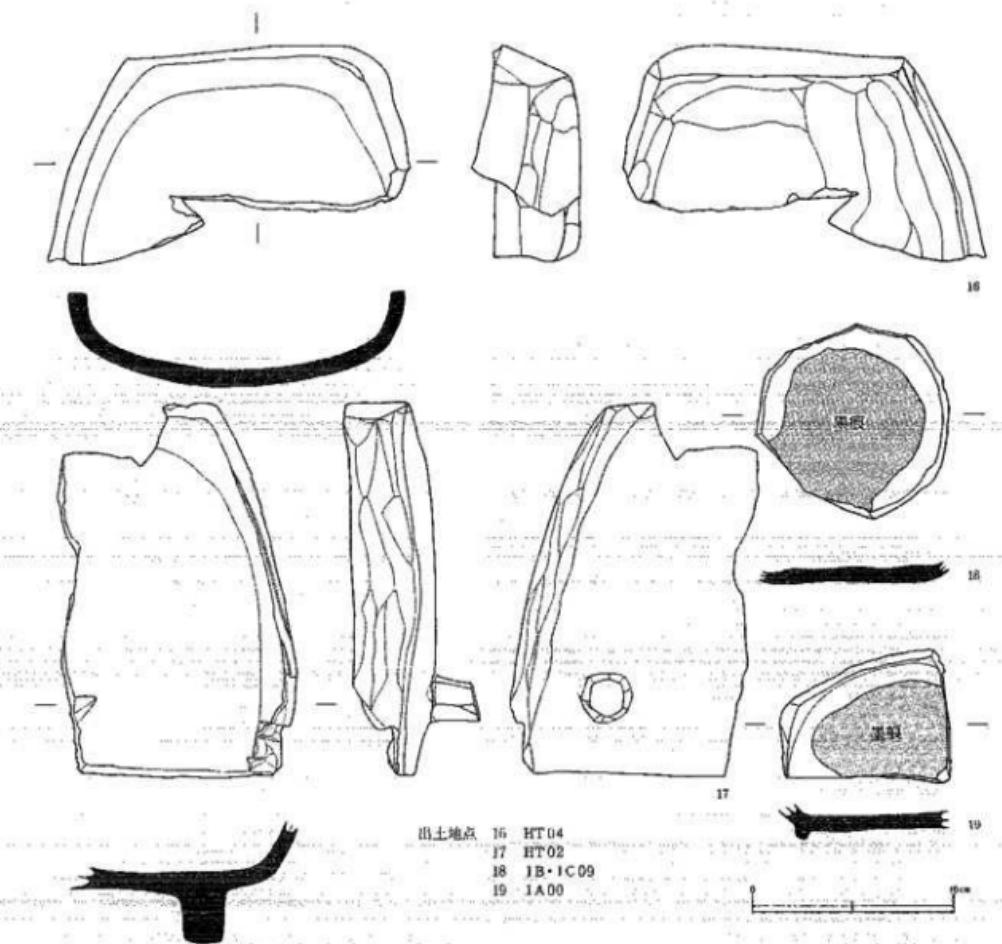
出土地点 10 IB02 11 IB-IC09
12 HT03 第1層 13-14-15 SX689

第17図 出土遺物②

皿(18C)などが出土している。

6 木製品 (第20・21図、図版19・20)

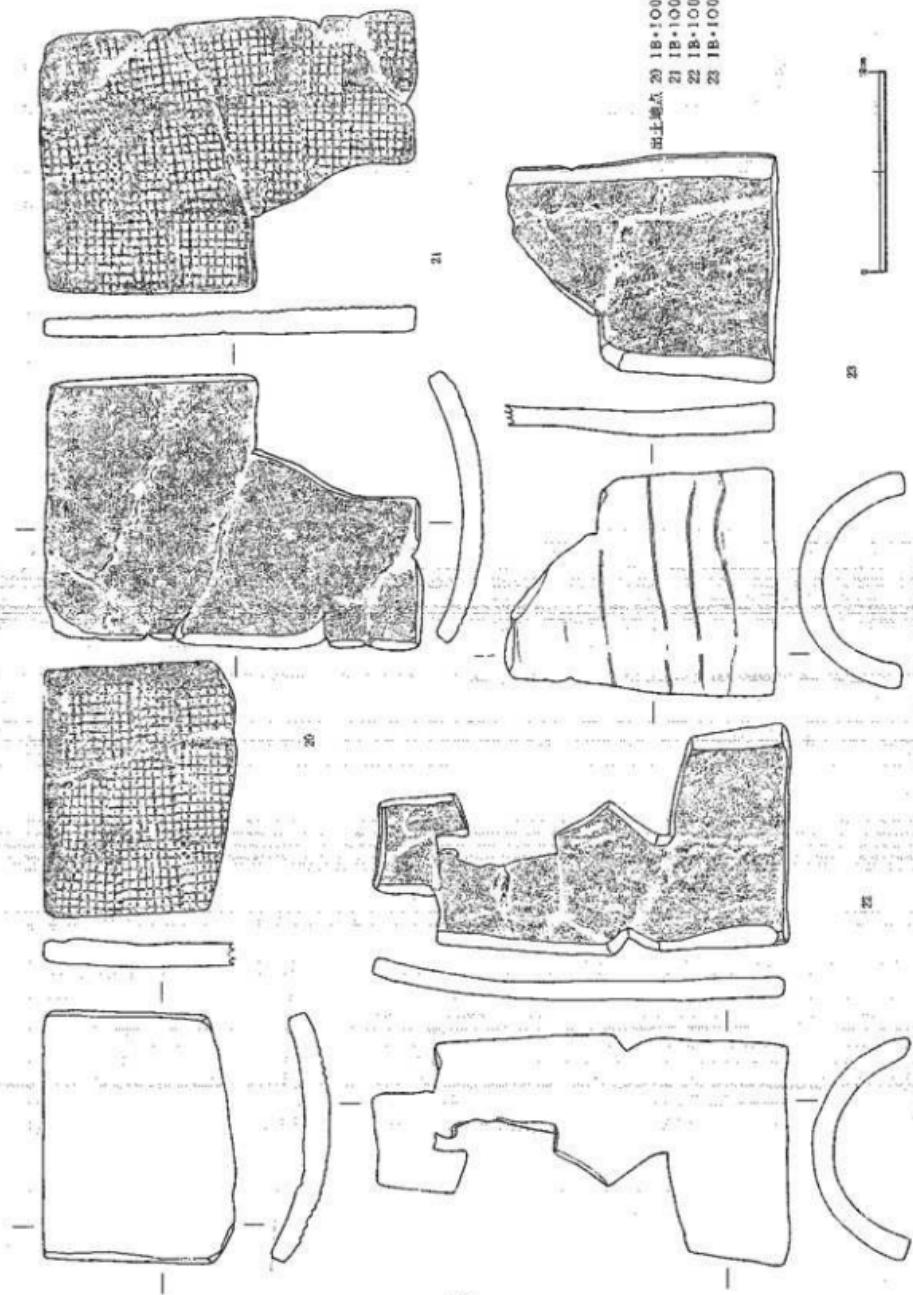
24はS B 230-10柱掘形埋土中より出土した杓子である。面取りされた板材に切り込みを入れ両側面を削ることによって柄の部分を作成している。上部は縁辺部を両面から削ることによ

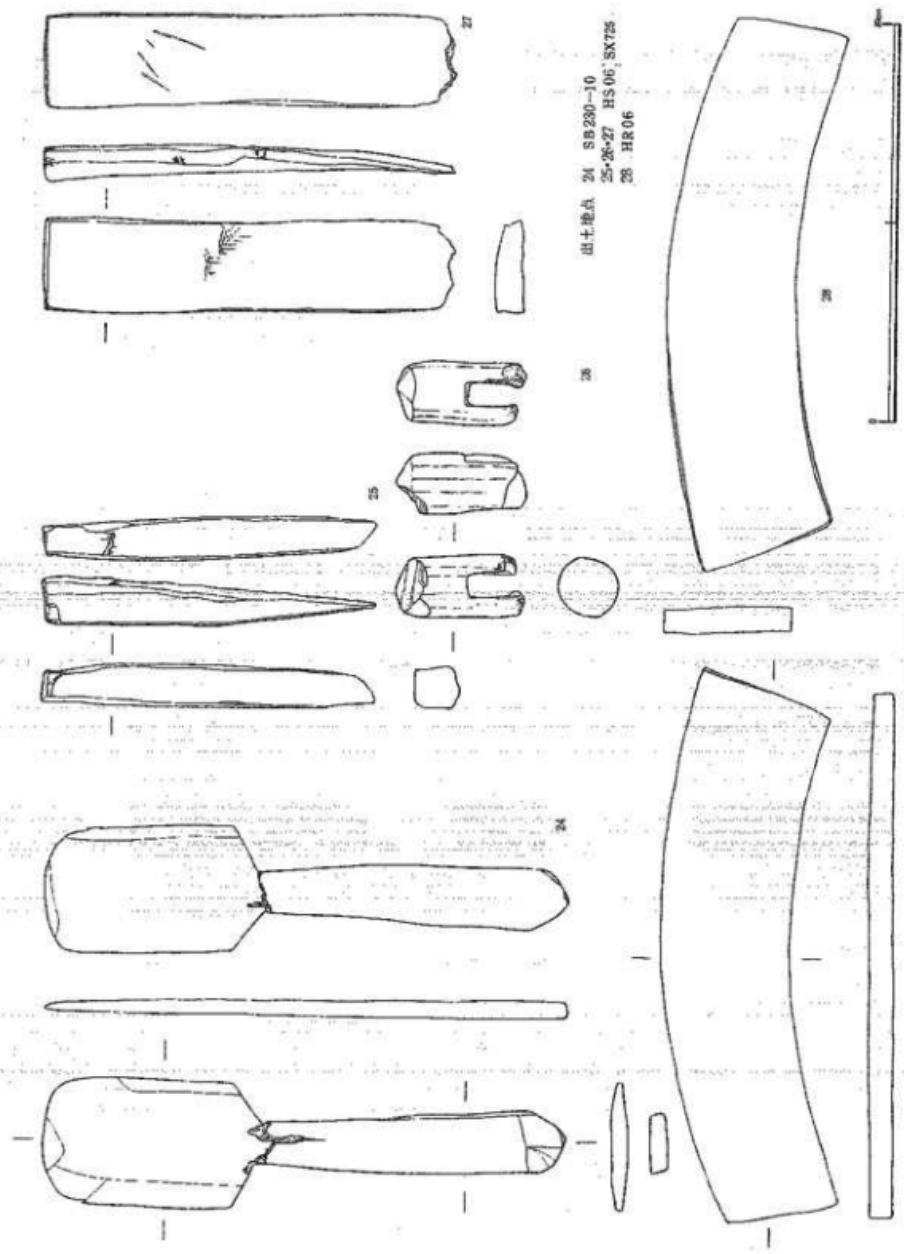


第18図 出土遺物③

第55次发掘
第109号
出土地点 20 1B-109
21 1B-109 3号
22 1B-109 4号
23 1B-109

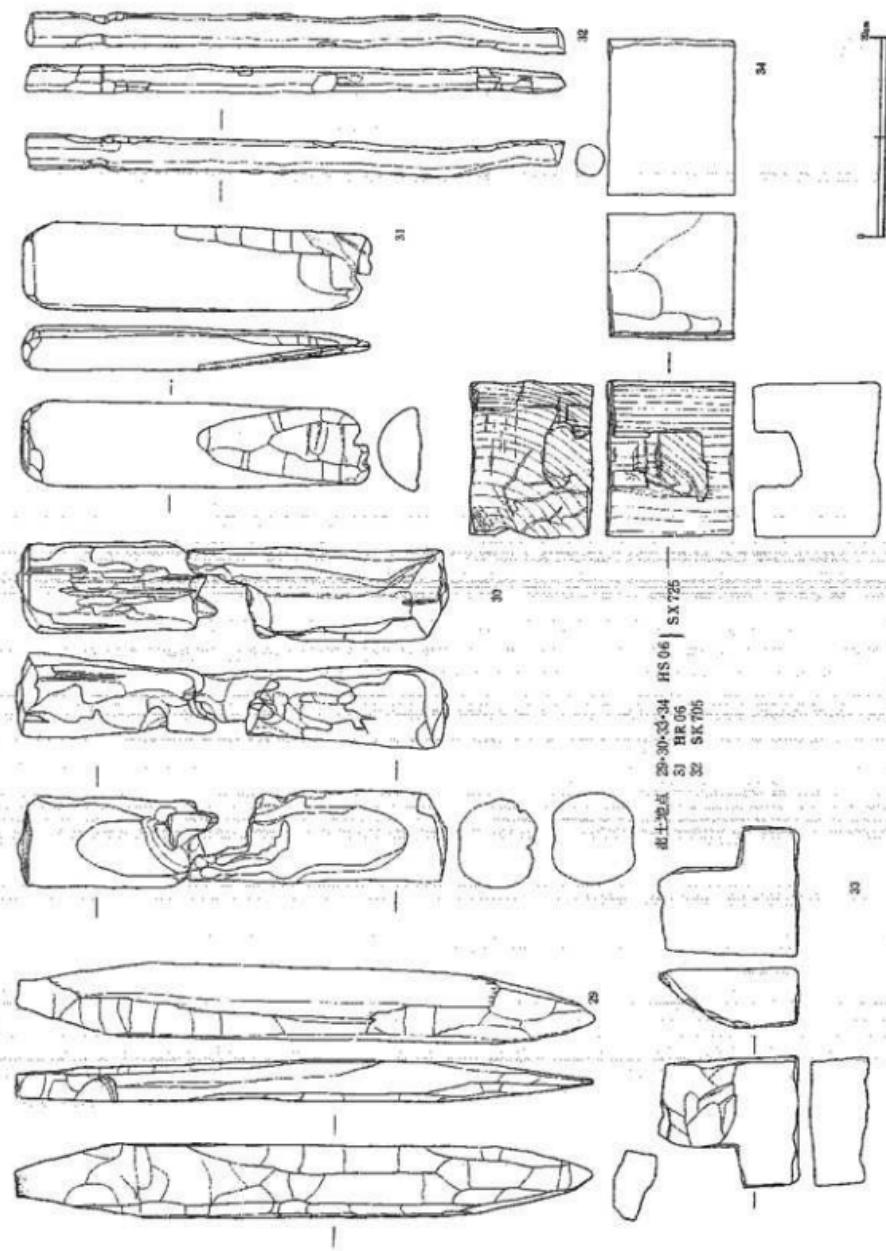
图192 出土器物(4)





出土遺物⑤

第20図



て薄く仕上げている。25・27・31はS X 725より出土した楔である。25は約2cm×2cmの角材の下端を両面から削り込んで先端部を鋭くしたもので、上端は下端とは相反する面をわずかではあるが両面から削り込んでいる。27は板材の一端を片面から削り込んで先端部を鋭くしたものである。しかし、25・31に見られる打ち込み部に対する縁辺部の面取り加工は見られない。31は径9cmほどの丸太材を2ツ割りにした後、一端を両面から削り込んで先端部を鋭くしたもので、他の一端は縁辺部に面取り加工を施している。26は径3cmの面取りされた棒状の木製品で、中央に1.2cm×2.4cmの長方形の穴が垂直に穿たれている。柄等を通す穴とも思われるが、詳細は不明である。28は面取りされた板材を扁状に細工したもので、上下側面ともにていねいに面取りがなされている。表面のはば中央には垂直に一本の墨が打たれており、裏面にも同様に二本の墨が打たれているものである。29は板材を加工して作られた杭である。一端は四面からの削り込みによって先端部を鋭くしており、他の一端もやはり四面からの削り込みがなされているが打ち込み面縁辺部の面取りと考えられるものである。30は長さ約43cm、直徑約9cmの丸太材を用い、材の中央を長く面取り加工して平坦面をつくり、材の反対側（裏側）にも同様な加工面をつくっている。この加工面の中央に2cm×5cmほどのホゾ穴を穿ったものである。材中央の厚さは5.6cm～6cmと両側端より薄くなっている。32はS K 705覆土中より出土した柄である。握り部分が細くなっている、先端部には切り込みを入れた後、片方から切り込み部までの削りによって上・下に凹部を設けており、何らかの道具を固定していたものと思われる。33はL字形を呈する板材で、一端は斜めに削り取られている。一面に割れ腐が残っているため角材を継ぎ合にしたものと考えられる。34はほぼ正方形の角材で側面にホゾ穴が穿たれているものである。33・34はともに角材加工の際に切り落とされた材ではないかと思われる。

7 木簡 (第22図、図版21~23)

本調査において木間 5 点を検出した。

第18号木簡 (322圖、圖版21)

(日文)(假名)(平假名)

九陰真經卷之二

(總九)

□公隊十人

S X725内より出土した長さ256mm・幅106mm・厚さ27mmの木箇で、柾目板である。上部・下部・右側が欠損しており、左側縁辺部は著しく磨滅している。右側面及び裏面は割れ腐が明瞭であるが、使用後削られたものか、削られたものを木箇として利用したものかは不明である。

第19号木簡 (第22図、図版22)

長口五尺五寸七分「□」

(太角) (口角)
万呂 万呂

□ □ □ 経 師 万呂

抹消

S X 725 内より出土した長さ 232 mm・幅 35 mm・厚さ 7.9 mm の柾目板である。上部欠損・現存部も下 3 分の 1 ほどから横に折れている。下部は意図的に両側面から削り取られて細くなっているため、この木簡の使用目的と方法を考えるうえで参考になるものと思われる。また「長五尺五寸七分」と他の部分は異筆である。「経師万呂」部分は後に抹消されている。

第20号木簡 (第22図、図版23)

(足角) (司角) (村角)
□ 槽口 子土女万呂 大口

S X 725 より出土した長さ 172 mm・幅 14 mm・厚さ 1.2 mm の削屑である。

第21号木簡 (第22図、図版23)

〔飯角〕

二口長

S X 725 より出土した長さ 145 mm・幅 23 mm・厚さ 6.3 mm の柾目板短冊型である。上部・下部・左側が欠損している。

第22号木簡 (第22図、図版23)

□口

S X 725 より出土した長さ 101 mm・幅 13 mm・厚さ 0.8 mm の削り屑である。二字めが「ネ」偏か「ネ」偏と思われため、木簡の左側部分の削り屑と思われる。



出土地点 第18号 HR 05
第19号 HR 06+HR 06
第20号 HR 05
第21号 HR 05
第22号 HR 06



第22圖 木簡實測圖

第4節 小 結

1 内郭南門の造営回数について、昭和58年度第54次発掘調査において疑義が生じたため、再調査を実施した結果、4時期であることを確認した。第Ⅰ期は東西棟桁行3間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物であり、第Ⅱ～Ⅳ期は棟通り中央柱2本を欠いているのが特徴的である。建物規模は第Ⅰ～Ⅲ期は桁行30尺（9+12+9尺）、梁行24尺（12+12尺）であり、第Ⅳ期は桁行31尺（東から11+13+7尺）、梁行24.5尺（北から12.5+12尺）である。棟通り中央柱2本を欠く建物は、政序東・西・南門に共通し、時期決定の重要な要素となろう。

2 内郭南門と内郭線との接点は、S F 690築地土塀がS B 230内郭南門の南西隅柱の真西に位置していたことを確認した。

昭和49年度第2次発掘調査による内郭北門では、内郭線角材列が内郭北門の北東・北西の隅柱と連続していたと同様に、内郭南門では内郭線築地土塀が内郭南門の南東・南西の隅柱と接していたと復原することができよう。このように門と区画施設との接点の位置は、きわめて特異な仕事であり、管見の限りでは他の事例を知らない。従って、内郭南門と内郭北門だけがどうしてこのような構造体とならねばならなかったのか解明しなければならないと同時に、内郭東西門の有無と内郭線との関係についても追跡する必要があろう。

3 S F 690築地土塀はS X 700基礎整地地業の上にのっていた。調査区全域で確認したS X 687整地地業は、S X 700と一緒に一環した古代の整地地業であった。

S F 690の基底幅は、S X 700に据えられた石の外縁を基点にすれば、4.2～4.6mになる。石の大きさは20×30cm～1.2×1.2mまで、さまざまであるが、一部では2～3段程に重ね、高さ2.0～2.30mに達している。石は長森丘陵周辺に露出している硬質頁岩を用いている。剥離は容易であり、簡単に加工し、積み上げたものであろう。この内郭線は、石の外縁を意図的に揃え、並置したと見ることができるし、本体の内部は版築で叩きあげられている。

このような、石壁（あるいは、石垣とでも呼称すべきであろう）をどのように理解すべきであろうか。第1に、石壁自体が築地本体の基礎地業とみて、この上に築地本体がのると見る場合である。第9次発掘調査で発見した築地土塀（S F 75）は基底幅が約3mであり、S F 690の上にさらに築地本体がのる可能性はある。この場合、内郭線築地土塀が極端に高いものになるし、内郭南門の高さと比較してアンバランスなものになるのではないかという疑問も生じる。第2に、S F 690自体の上に築地版築土を積み上げた復原が考えられる。この場合、基底幅がS F 75より広いということと上部構造がどうなるのかという疑問が湧いてくる。第3に、石壁を用いた構造体は、どの範囲まで広がっているか問題となるが、本調査では延長32.8mほど確認できた。おそらく現況ではこれ以上広がっていたとしても、発掘で確認することは不可能で

ある。推察を重ねれば、内郭南門を中心とした東西のある範囲にのみ石垣を用いたと考えておいても大過ないものであろう。

4 内郭南門を中心に東側は第54次発掘調査として、西側は第55次発掘調査として実施したことになる。この両調査に共通する要素は、内郭線と長森丘陵間の平坦地には版築土によるきわめて丁寧な整地地業を行なっていること、整地地業の上には古代の建物が存在しないことである。すなわち内郭南門をはさむ東西の敷地内に隣接する建物が存在しないことを確認したのであるが、この広い空間がどのような使われ方をしていたかなど、今後も考究してゆかねばならない。

註1 上田三平 1938: 「拂田相附」 史蹟精査報告 第三 (昭和13年) の報告の中に「長森の中央に位する元八幡神社参道の南登口の西側に近年、発掘に依って認められた古い石垣がある。現存する部分の延長約八間、高さ約四尺、之に使用せる一石の大きさは大抵二尺に三尺位で二段積を主とし、稀に三石積み上げた部分もある。此の石垣は南麓から丘陵部に入るに随って稍屈曲して舊八幡神社参道の側面に連結せる如くに認められるから、八幡神社造営當時に於て築造したものかも知れないが、その位置が相附に於て、南門附、内櫻門附、北門附を南北に貫く關所に當り極めて重要な地点にあることを注意せねばならぬ。(以下略)」とある。文中における近年の発掘とは、昭和4年に行なわれた熊谷家宅地造成及び取付け道路工事を指すものである。

註2 私田樹跡調査事務所年報1983 P.62・63

註3 S B230建物については、第13次発掘調査(私田樹跡調査事務所年報1978)の報告においてS B230AとS B230Bの2時期としたが、ここで訂正する。

註4 大部分の柱が抜き取られているため、柱痕位置を確認したのは数ヶ所にすぎない。よって柱撮影や抜き取り痕跡より柱位置を推定したものについては、柱間距離の表示をしておくることによって柱位置を確認したものと区分した。

第4章 第56次発掘調査

第1節 調査経過（第23図、図版24）

管理団体である仙北町にて、昭和59年2月20日付で仙北郡千畠村土地改良区理事長後藤正氏より土地改良事業（用排水路及び道路拡幅整備事業）を理由とした現状変更許可申請書が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和59年3月5日付秋教文収第724号にて文化庁へ進達された。

これに対し、文化庁から申請者あてに昭和59年4月9日付委保第4の169号をもって「1 工事予定地のうち、当該史跡払田柵跡の内郭線推定地及び外郭線推定地に係る工事の着手は、秋田県教育委員会による発掘調査の終了後とすること。2 工事予定地のうち、1以外の地区に係る工事に際しては、秋田県教育委員会及び仙北町教育委員会職員の立会いを求めること。

3 発掘調査及び立会いの際に、重要な遺構・遺物が発見された場合は、直ちに工事を中止し、文化庁に報告の上その指示を受けること。4 その他、実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。

当事務所では「第56次発掘調査」として、北側道路部分にAトレンチ（2.5m×20m）、南側道路部分にBトレンチ（1m×10m）を設定し、外郭線角材列を検出後、角材列及び掘形ア

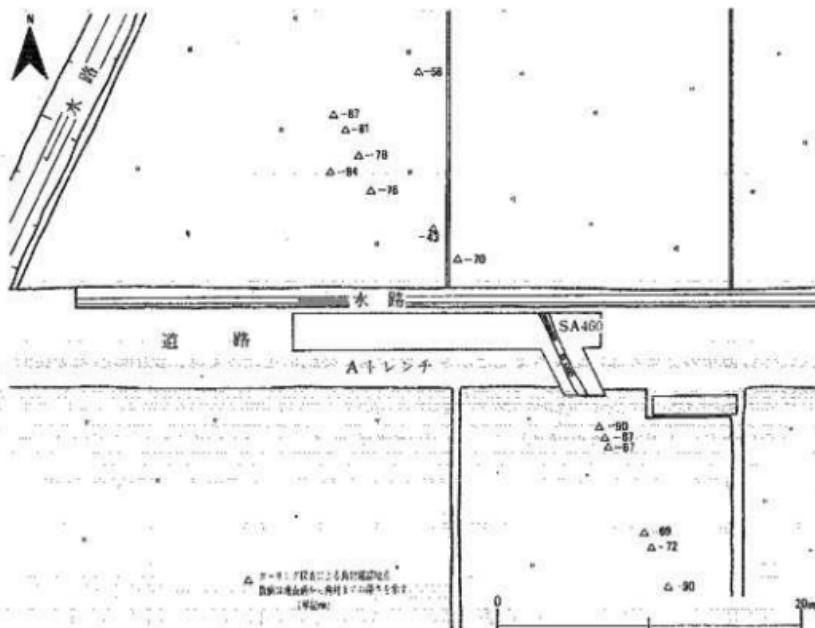


第23図 第56次発掘調査地形図

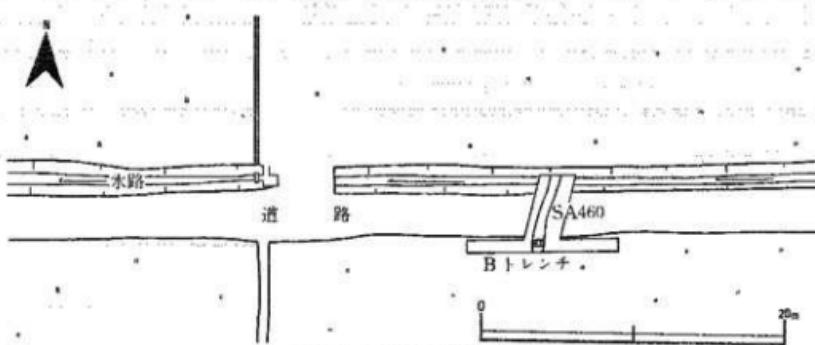
第2節 発見遺構（第24～27図、図版24・25）

S A 460角材列（第24～27図、図版24・25）

Aトレンチにおいて9本の角材を確認したが、Bトレンチにおいては腐朽などのため角材は確認できず掘形プランを確認したにとどまった。



第24図 Aトレンチ遺構配置図



第25図 Bトレンチ遺構配置図

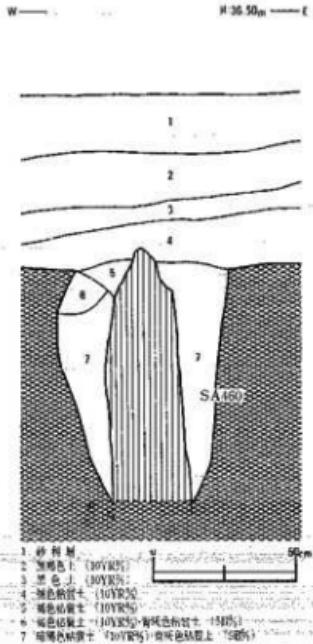
Aトレントは耕地整理以前からの道路敷部分であったため保存状態も良好で、9本の角材の他、北側にさらに2本の角材の存在がボーリング探査によって判明した。角材はほぼ密接した状態で並置しており、頂部は腐朽しているが底部の造存状態は良好である。角材の大きさは一辺が約22~30cm×24~26cmであった。角材の埋設方法は上層観察によると上面幅55cm、底面幅30cmの布振りをした後、ほぼ中央に角材を据えている。一部において角材の真下に礎板状の板材を検出したが、この板材は角材の沈下を防ぐというよりは、角材の高さを均一にする際に使用した微調整用の板と思われる。角材コバ面は手斧によって面取り加工が施されており、基部は工具によって平坦に整えたりホゾ穴を穿ったものもある。

第3節 出土遺物

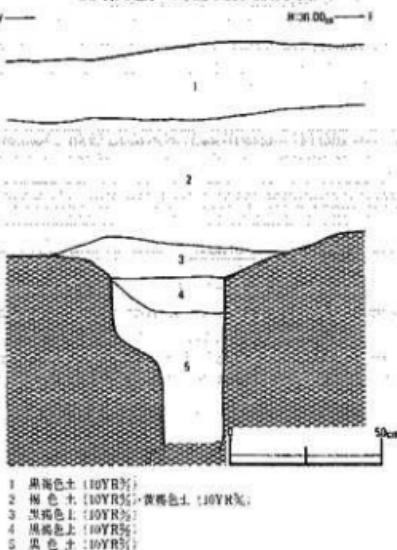
Aトレント内より角材9本及び板材数点が出土した。

第4節 小結

今回の調査においては外郭線東部の角材位置をA・B両トレントで確認することができた。従来、当地点の外郭線位置が必ずしも明確ではなかっただけに本調査の成果は大きい。また両トレントにおいて角材列の重複は認められず、従来の見解どおり外郭線角材列は単時期である。



第26図 Aトレント土層図



第27図 Bトレント土層図

第5章 第57次発掘調査

第1節 調査経過（第28図、図版26）

管理団体である仙北町あてに、昭和59年6月1日付で千畳村本堂城回字百目木203番地森川輝雄氏より住宅改築のための現状変更許可申請が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和59年6月7日付秋教文収第201号にて文化庁へ進呈された。

これに対し、文化庁から申請者あてに昭和59年7月6日付委保第4の436号をもって、「申請地は地下遺構の存在が予測されるところでありますので、事前に発掘調査を行い、その結果を待って処理することが適当である。」との通知があった。

当事務所では、「第57次発掘調査」として、住宅予定地内の基礎地業布掘り予定地および便橋設置予定地の発掘調査を実施した。

第2節 発見遺構（第29・30図、図版26）

調査区は、旧河川敷内の自然堆積層（第29図4～7層）上に近代の盛土整地層（1～3層）がのこっている。3～4層間に古代の遺構の有無等について観察したが、検出できなかった。

第3節 出土遺物

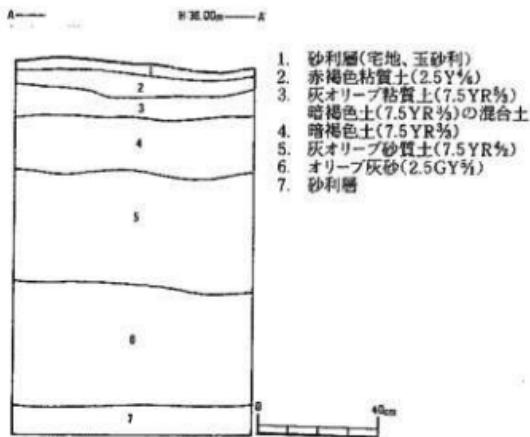
古代の遺物包含層は存在せず、遺物の発見はなかった。

第4節 小 結

平面観察と土層観察によれば、旧河川敷内の自然堆積土および近代における盛土整地層が認められたが、古代の生活面は検出されなかった。



第28図 第57次発掘調査地形図



第29図 第57次発掘調査土層図



第30図 第57次発掘調査実測図

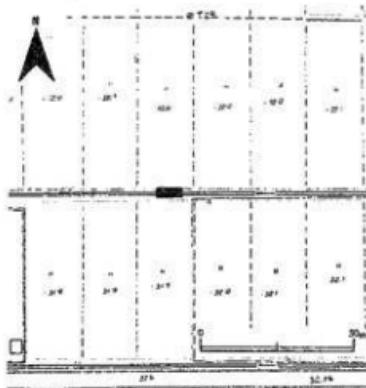
第6章 第58次発掘調査

第1節 調査経過（第31図、図版27）

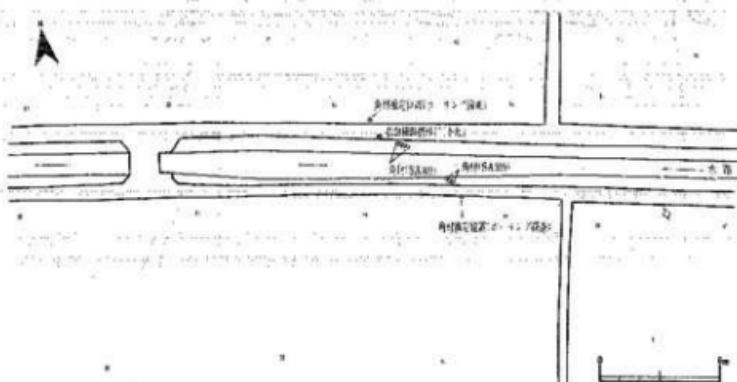
管理團体である仙北町あてに、昭和59年7月19日付で仙北部高梨土地改良区理事長大野清栄氏より宝竜地区小規模排水対策特別事業（県単かんぱい09101号工事）を理由とした現状変更許可申請書が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和59年8月7日付秋教文収第321号にて文化庁へ送達された。

これに対し、文化庁から申請者あてに昭和59年9月18日付委保第4の685号をもって「1 工事予定地のうち、払田橋跡の外郭線推定地に係る工事の着手は、秋田県教育委員会による発掘調査の終了後とすること。2 二工事予定地のうち、1以外の地区に係る工事に際しては、秋田県教育委員会及び仙北町教育委員会職員の立会いを求ること。3 その他、実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。

当事務所では「第58次発掘調査」として、外郭線推定位置部分を中心として約16畝の発掘調査を実施した。



第31図 第58次発掘調査地形図

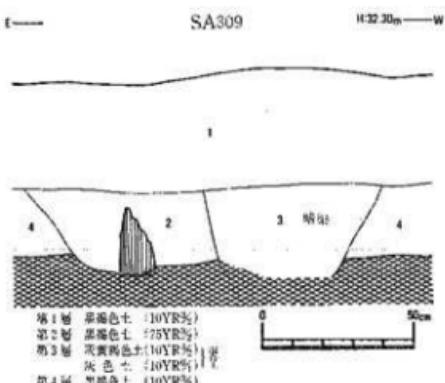


第32図 第58次発掘調査実測図

第2節 発見遺構

S A 309 (第32・33図、図版27)

水路南壁において掘形プラン及び角材3本を検出し、同北壁において角材4本を検出した。掘形プランは西側を近年の暗渠埋設工事に切られているが、ほぼ中央に角材を据えたものと思われる。角材はほぼ密接した状態で並置されているが、全体的に腐朽が激しく角材下部がわずかに残っている程度であった。



第33図 S A 309 土層図

第3節 出土遺物

角材7本を検出したのみである。

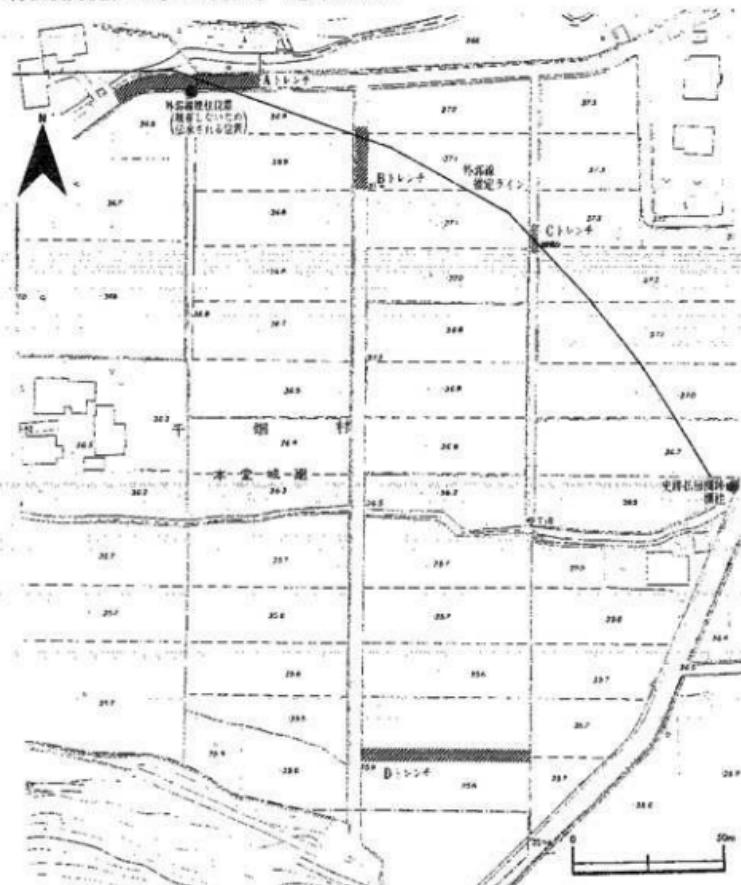
第4節 小 結

今回の調査においては外迫線西部の角材列位置及び角材列に重複のないことを確認することができた。しかし、角材位置はいずれも用排水路壁際での検出であり、本事業によりU字溝の埋設される水路中には角材がすでに存在しないため、本現状変更による史跡への直接の影響はない」と判断した。

第7章 第59次発掘調査

第1節 調査経過（第34図）

管理団体である仙北町にて、昭和59年8月21日、千土地改発第183号で仙北郡千畠村土地改良区理事長後藤正氏より土地改良総合整備事業（農道および用排水路の拡幅整備）を理由とした現状変更許可申請書が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和59年8月28日付秋教文収第366号にて文化庁へ進呈された。



第34図 第59次発掘調査地形図

これに対し、文化庁から申請者あてに、昭和59年10月12日付委保第4の772号をもって、「1 工事予定地のうち、払田柵跡の内郭線・外郭線推定地に係る工事の着手は、秋田県教育委員会による発掘調査の終了後とすること。2 工事予定地のうち、1以外の地域に係る工事に際しては、秋田県教育委員会及び仙北町教育委員会職員の立会いを求めること。3 その他、実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。

当該場所では、事業区内の本年度工事に着手する部分を「第59次発掘調査」として、Aトレンチ(59m²)、Bトレンチ(38m²)、Cトレンチ(12m²)、Dトレンチ(55m²)を設定し、あわせて面積164m²の発掘調査を実施した。

第2節 発見遺構（第35～37図、図版28～31）

Aトレンチ（第35図、図版28）

想定外郭線を中心に東西の延長約54m、幅1.2mのトレンチを設定した。古代の遺構は第2層ないし地山（青灰色粘土）中に認められるはずであるが、確認できなかった。

Bトレンチ（第35図、図版29）

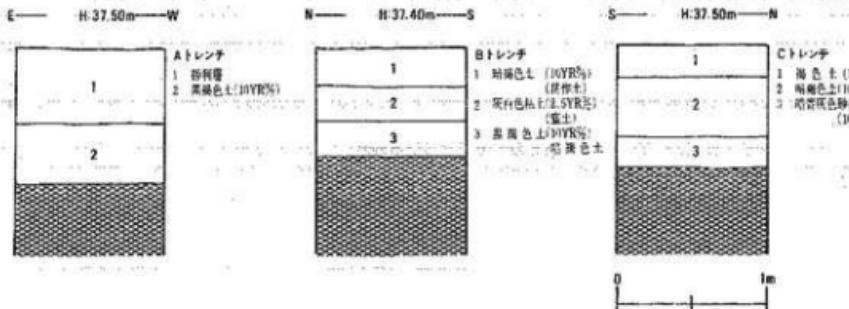
想定外郭線を中心に南北の延長21m、幅約1.8mのトレンチを設定した。古代の遺構は確認できなかった。

Cトレンチ（第35図～37図、図版29）

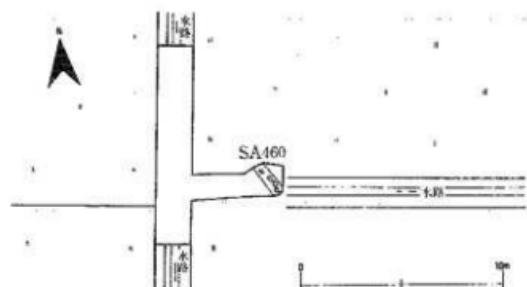
S A460角材例では5本の角材を確認した。掘形幅72cm、角材の腐朽が激しく、底面がわずかに残っていた程度である。

Dトレンチ（第38・39図、図版30・31）

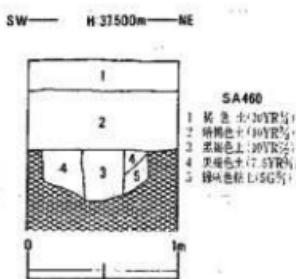
新規、排水路埋設地であるため、東西約53.6mに、幅0.6～1.6mのトレンチを3本設置し、西からD-1、D-2、D-3トレンチとした。D-1トレンチにはゆるい落ち込みがあり、



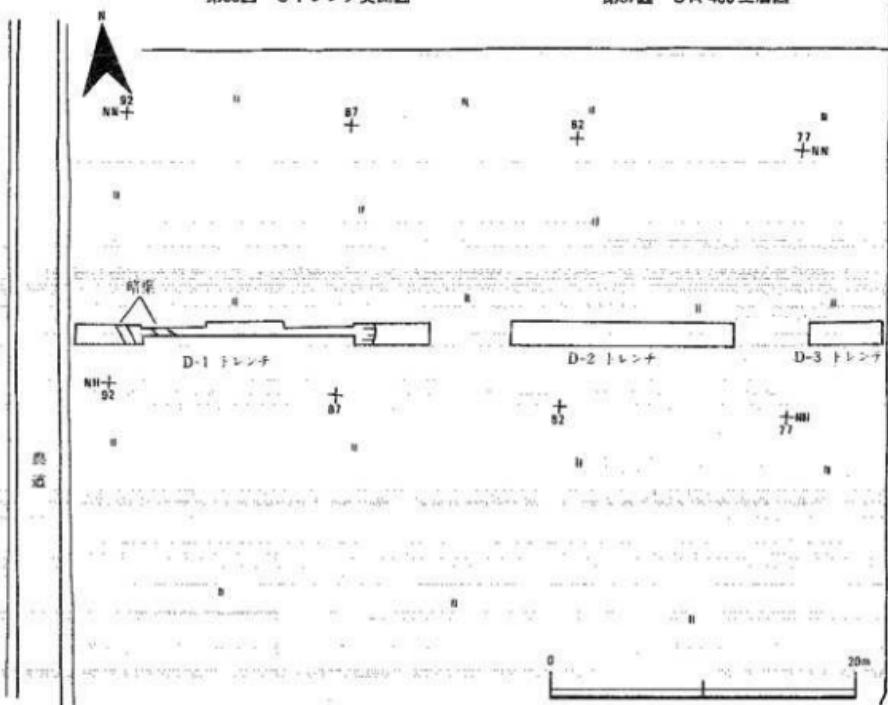
第35図 A・B・Cトレンチ土層図



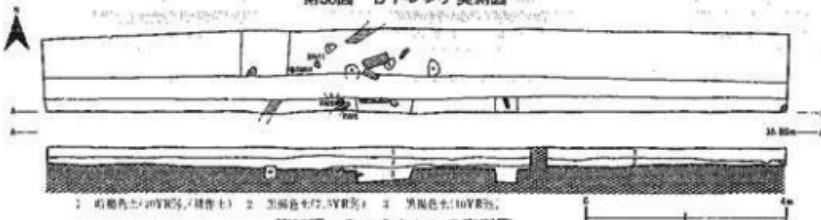
第36図 Cトレンチ実測図



第37図 SA 460 土層図



第38図 Dトレンチ実測図



第39図 D-2トレンチ実測図

この落ち込みの堆積土を切って、幹線暗渠が入っている。D-2トレンチにおいては杭4本とその周辺に遺材を認めたが、性格を特定できるものではなかったが、古代の仕事と予測している。推測を重ねれば、想定内郭東門に最も近い位置にあることが注意されよう。

第3節 出土遺物

本調査ではA-Cトレンチからの出土遺物は皆無で、Dトレンチから土師器杯形土器の口縁部破片3点、木製品1点、杭4点、その他木端等が出土したのみである。木製品は長さ14cm、幅1.2~1.6cm、厚さ7mmのもので、側面においては二面取りしてあるため断面形では6角形を呈するものである。上・下端とも欠損しており、さらに現存部中央で折損しているものである。杭はRW8が長さ70cm・幅9cm・厚さ7cm、RW9が長さ94cm・幅15cm・厚さ5cm、RW11が長さ83cm・幅11cm・厚さ10cm、RW14が長さ55cm・幅5cm・厚さ4cmで、4本とも上部は腐朽しておりRW8のみ先端部が欠損している。

第4節 小 結

外郭線北東部の外郭線位置はCトレンチで確認され、1つの定点を得ることができた。しかし、全体から見ればまだ不明な地点が多く、当地点の外郭線に関する現状認識を記録しておく。

払田櫛跡の発見者後藤寅外翁は、「昭和6年11月9日午前11時半頃、坂本氏使者持參ノモノ也」として、次の記録を残している。

○千屋村本堂城回字森崎

発掘ノ時

明治三十五年秋ヨリ三十六年ノ春□□

発掘ノ数

約二百本バカリ

但三十間バカリ1ヶ所ヨリ連続シテ発掘ス

発掘者

小作人 後藤留吉

此ノ杉ノ「割りハ」様ノモノニテ六七寸×一尺位ノモノ

判読セバ「最上兼光」ラシキ字アリシト言ウ

払田櫛跡の発見は、明治35年秋から36年春にかけて、千屋村坂本理一郎氏が小作人後藤留吉氏に命じて乾田馬耕のため水路を掘ったのが端緒である。上記の記録によれば、外郭線角材列

を延長54.3mの角材200本を抜き上げたと読み取れよう。このことは、昭和5年4月に後藤市外翁が作製した「仙北郡高梨村払田柵址略図」によく表現されている。この略図は藤井東一氏がボーリング棒で角材列を追跡したものであり、千烟村百日本の範囲だけ点線で示している部分があることがわかる。ただし、藤井氏が確認できなかった外郭線角材列は、本略図から見るかぎり、延長約500mにおよんでいるように見える。

昭和5年10月文部省嘱託上田三平氏の調査に基づく「払田柵址実測平面図」があり、「測量及び製図者秋田県農林技手 崎沢織四郎・畠山統一」と記載された、約3千分の1の図面である（以下、本図を上田平面図と呼ぶことにする）。上田平面図では、後藤略図の欠を補い、滑らかな外郭線をしるしている。おそらく、昭和5年の作製時点では、明治35、6年頃抜き上げられた角材位置は、土地の人々によって容易に知られたのであろうし、充分に信頼し得るラインであろう。

この上田平面図と現在、当事務所が用いている平面図との間には若干の差異が生じている。上田平面図はおそらく平板測量図であり、当事務所の航空測量図の精度の差は、やむをえないことである。管理団体である、仙北町教育委員会は、北部外郭線の確認調査を昭和56年10月26日～11月30日まで実施し『払田柵跡－北部外郭線確認調査概要一』をまとめている。本報告の調査においては、外郭北門跡から外郭東門跡間において、8地点の角材位置を確認している。

以上のような、背景のなかで、第59次発掘調査はCトレンチで外郭線角材列を確認したが、一つの定点にすぎない。これは、想定外郭線の位置が間違っているというよりも、明治36年以降、耕地整理等の土木工事によって、角材列の掘形まで失なわれてしまったと考えるのが至当であろう。と同時に、千烟村百日本を走る外郭線については、今後さらに追跡の必要があることを付記しておく。

第8章 払田柵跡出土須恵器・瓦の胎土分析

奈良教育大学 三辻 利一

1 はじめに

過去10年余りにわたり全国の窯跡出土須恵器の胎土分析をした結果、須恵器には地域差があることが証明された。^(註1)このことは胎土分析によって古墳・遺跡出土須恵器の産地を推定することができる事を示す。ただ、全国に散在する窯跡数が多いために、胎土分析のデータだけで、ただちに産地を推定することは困難である。考古学的に推定される年代や、土器の器形などを参考にすることが必要である。現在、筆者は次の2つの基本方法で遺跡出土須恵器の産地推定を試みている。

一つは須恵器生産がまだ全国に普及していない5～6世紀の須恵器の産地推定である。この時期には窯跡が限定されるので、胎土分析の方法は適用し易い。考古学研究によると、この時期の須恵器生産の中心は大阪陶邑にあると言われている。したがって、まず、大阪陶邑産須恵器が全国各地の遺跡にどのように分布するか調べなければならない。同時に、数少ない地方窯がどの程度の須恵器供給力をもっていたかという問題の解決も必要である。この両方の線に沿って、現在、研究は進められている。^(註2・3)

第2の方法は8世紀以降になると、須恵器窯業生産は全国に普及し、窯跡数が増すので、この時期の須恵器の産地推定は複雑になる。しかし、窯跡群を整理することによって産地推定への道は開かれてくる。窯跡群こそ、外部に須恵器を供給する目的をもって活動した生産場所であるからである。しかも、この場合、「近距離優先の原理」を適用し、遺跡出土須恵器から順に対応させていく方法をとる。大雑把ではあるが、まず、この方向に沿ってデータを集積すれば、須恵器移動のおおよその動向は把握できるはずである。

以上のような考え方立って行った、払田柵跡出土須恵器、瓦の胎土分析の結果について報告する。

2 分析結果

これまでの筆者の報告どおり、螢光X線分析データは同時に測定された岩石標準試料JG-1による標準化値として表示されている。もし、元素含有量を知りたければ、この標準化値に地質調査所から報告されているJG-1の分析値を乗すればよい。

分析データは表にまとめられている。このデータに基づいて作成した図を使って説明する。図1には払田柵跡出土瓦のRb-Sr分布図を示す。この分布図は筆者による全国の窯跡出土

須恵器の胎土分析の結果、すべての因子の中でもっともよく地域差を表示する分布図であることが分かった。14点の瓦はよくまとまって分布しており、胎土はすべて同質であることを示している。このことは表より K、Ca、Fe の分析値からも確かめられる。したがって、これらの瓦の産地は同一場所である。では、その場所は何処か？現在のところ、秋田県内の窯跡出土瓦の分析データは未だ出されていない。したがって、これらの瓦の産地を特定することは現段階ではできない。

次に、図2には払田柵跡出土須恵器のRb - Sr分布図を示す。分布はかなり大きく拡がっており、1ヶ所の産地のものではなく、複数の産地のものがあることが示唆される。まず、秋田県内の窯跡出土須恵器から対応させていってみよう。秋田県内の窯跡出土須恵器の分析データについて既に報告されている。その結果、No.3とNo.28の2点の須恵器は海老沢窯の須恵器にのみ対応した。また、No.25とNo.26を除く他の7点の須恵器は秋田県内の多くの窯跡出土須恵器に対応したが、もっともよくまとまって対応したのは、秋田市内の上・下両新城窯の須恵器であった。図2にはこの結果を示してある。No.25とNo.26の2点の須恵器は秋田県内のどの窯跡出土須恵器にも対応しなかった。外部からの搬入品と推定される。このうち、No.25は Rb 量が多く、西日本産の可能性をもつ。表をみると、Ca量とFe量が少ない。これは名古屋周辺の東海産の主器の特性であるが、最近、会津若松市のM=19、M=25窯跡出土須恵器の分析データ^(註6)が示されており、その化学特性が東海産須恵器の特性と類似していることが分かった。したがって、No.25は会津若松産の可能性ももつことになる。No.26は東北・関東地方産の須恵器であろうが、現在のところ、対応する窯跡はない。これらの結果をさらにK - Ca分布図で確かめてみた。図3に示す。やはり、No.3とNo.28は海老沢窯領域に分布しており、No.25とNo.26を除く他の7点中6点は上・下両新城窯領域内に分布している。No.34は若干ずれるので、新城窯のものではない可能性もある。No.25とNo.26はK - Ca分布図でも秋田県産須恵器とは対応しなかった。

図4にはFe因子を比較してある。No.3とNo.28のFe量はやや少ないが、おおよそ、海老沢窯領域に対応する。また、No.4、23、24、33、34、35は新城窯領域に対応した。No.8は新城窯領域からずれるので、新城窯ではない可能性をもつ。No.25も全くずれてしまう。

以上の結果、今回分析された払田柵跡出土須恵器のうち、No.3とNo.28の産地は海老沢窯である可能性が強い。また、No.25とNo.26を除く他の7点の須恵器の産地は秋田県内にあると推定されるが、とくに、No.4、23、24、33、35は新城窯である可能性が強く、No.8とNo.34は秋田県内の他の窯のものである可能性がある。No.25は会津若松窯か東海産の可能性が大である。No.26も県外からの搬入品と推定される。

払田柵跡出土須恵器、瓦の分析データ

試料番号	器種	K	Ca	Fe	Rb	Sr	推定産地
3	須恵器	0.508	0.268	1.53	0.572	0.543	海老沢窯
4	"	0.414	0.103	2.49	0.430	0.242	新城窯
8	"	0.408	0.124	1.31	0.518	0.344	秋田産
12	瓦	0.447	0.230	3.03	0.204	0.497	
13	"	0.460	0.194	3.09	0.206	0.535	
15	"	0.447	0.261	2.96	0.207	0.485	
16	"	0.395	0.210	4.00	0.171	0.427	
17	"	0.423	0.240	3.50	0.178	0.493	
18	"	0.418	0.227	3.45	0.169	0.446	
19	"	0.475	0.295	3.21	0.230	0.490	
21	"	0.448	0.269	2.94	0.219	0.505	
22	"	0.436	0.338	2.99	0.222	0.495	
23	須恵器	0.359	0.120	2.55	0.356	0.255	新城窯
24	"	0.349	0.089	2.21	0.379	0.176	"
25	"	0.509	0.104	1.21	0.594	0.307	会津若松 or 東海窯(搬入品)
26	"	0.237	0.093	2.09	0.240	0.181	県外産(搬入品)
27	瓦	0.513	0.219	3.36	0.171	0.466	
28	須恵器	0.530	0.273	1.51	0.576	0.567	海老沢窯
29	瓦	0.470	0.310	2.87	0.227	0.512	
30	"	0.468	0.247	3.52	0.191	0.471	
31	"	0.497	0.344	3.04	0.256	0.491	
32	"	0.438	0.306	3.18	0.247	0.512	
33	須恵器	0.442	0.110	2.03	0.512	0.352	新城窯
34	"	0.312	0.172	1.77	0.423	0.324	秋田産
35	"	0.375	0.200	2.64	0.383	0.365	新城窯

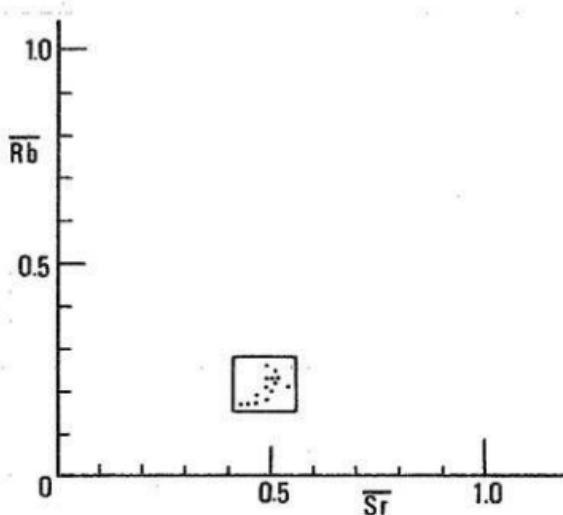


図1 払田柵跡出土瓦のRb-Sr分布図

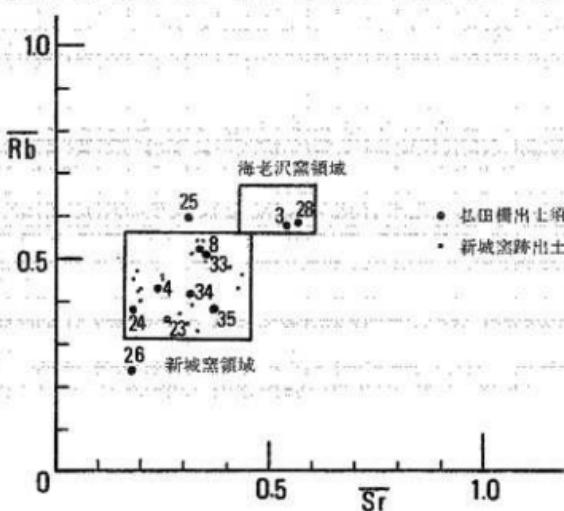


図2 扟田柵跡出土須恵器のRb-Sr分布図

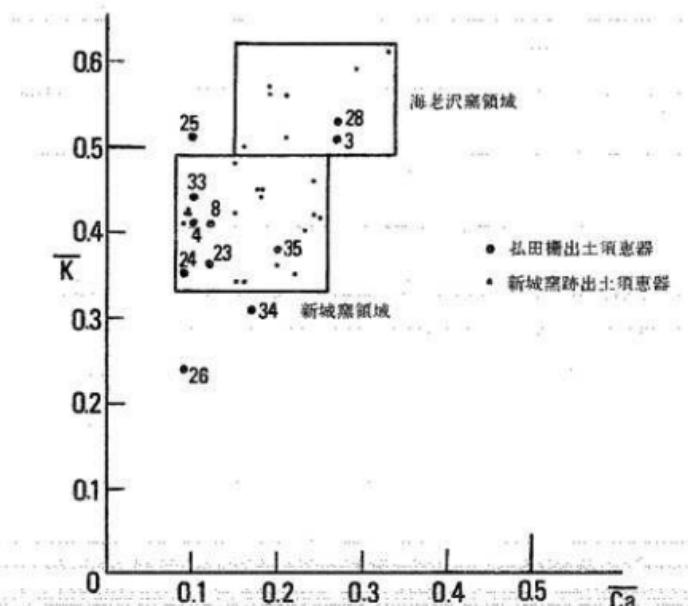


図3 払田櫛跡出土須恵器のK-Ca分布図

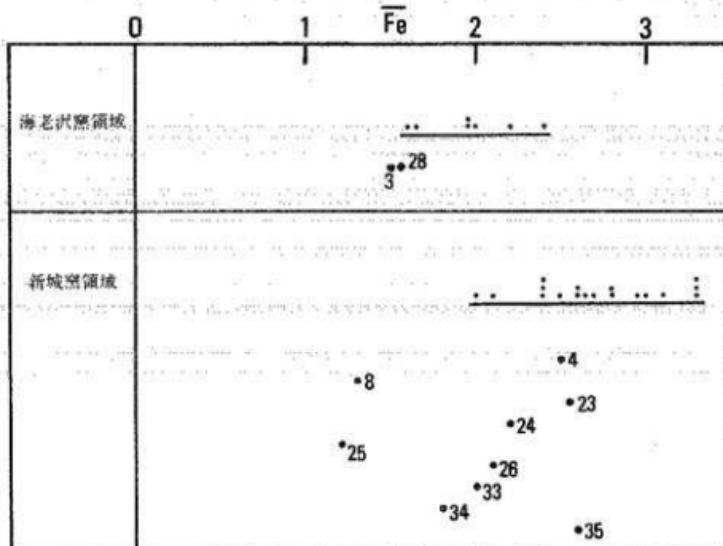


図4 払田櫛跡出土須恵器のFe量

- 註1 三辻利一 「古代土器の産地推定法」 考古学ライブラリー14 ニューサイエンス社
(1983)
- 註2 三辻利一 「茶臼塚古墳・隈遺跡群及び古窯跡出土の須恵器の胎土分析」 柳田康雄編「甘木市史資料」 考古編(1984)
- 註3 三辻利一ら 「5~6世紀の大坂陶邑座須恵器の分布(第1報)」 「考古学と自然科学」 17
(1984)
- 註4 三辻利一ら 「5~6世紀の大坂陶邑座須恵器の分布(第2報)」 「ラジオアイソトープ」
投稿中
- 註5 三辻利一ら 「5~6世紀の地方窯産須恵器の分布(第1報)」 「X線分析の進歩」 (1985)
- 註6 桜田隆・三辻利一 「土井遺跡出土須恵器の胎土分析」 『秋大史学』 31 (1984)
- 註7 三辻利一 「会津若松市周辺の窯跡、および遺跡出土土器の胎土分析」 会津若松市教育委
員会 (1984)

第9章 第55次発掘調査出土の木簡

國立歷史民俗博物館

第18号木簡

〔日〕〔粮〕〔伏〕
口队口之口 口 口
〔连〕
口公队十人

(256) × 106 × 27

分厚い材で、おそらく、建築部材等を割り、表面の右半分だけを面加工して墨書きしたものと思われる。上部を欠損している以外は、ほぼ原状をとどめていると判断できる。

第19号木瓶

長五尺五寸七分「口」
大分〔口〕 万呂
方分 万呂
口 口 口 経師 万呂
株消

$232 \times 35 \times 8$

上部欠損。上端、約15cmの位置から、先端を削り尖らせている。

「経師万呂」部分を抹消したり、「万呂」を繰り返して書いている。

第20号本簡

口 鼻 i 子士女万吕 太口

172×14 削屑

人名の列記か。

第21号木簡

(飯か)

□□長

145×23 削屑

第22号木簡

□□

101×13 削屑

第10章 学習院大学放射性炭素年代測定結果報告書

1984年9月29日

秋田県私田柵跡調査事務所殿

1984年6月30日受領致しました試料についての¹⁴C年代測定の結果を下記の通り御報告致します。

なお年代値の算出には¹⁴Cの半減期としてLibbyの半減期5570年を使用しています。また付記した誤差は β 線計数値の標準偏差 σ にもとづいて算出した年数で、標準偏差（one sigma）に相当する年代です。試料の β 線計数率と自然計数率の差が 2σ 以下のときは、 3σ に相当する年代を下限とする年代値（B. P.）のみを表示しております。また試料の、 β 線計数値と現在の標準炭素についての計数率との差が 2σ 以下のときには、Modernと表示し、 $\delta^{14}\text{C}\%$ を付記しております。

記

Code No.	試 料	B. P. 年代 (1950年よりの年数)
Gak - 11882	Charred wood from Senhoku - cho	1680+80
	Sample No. 1 DHTH35 SX 368	A. D. 270
Gak - 11883	Charred wood from Senhoku - cho	1930+80
	Sample No. 2 DHTH53 SI571	A. D. 20

学習院大学理学部 木越邦彦

第11章 調査成果の普及と関連活動

1 諸団体主催行事への協力活動

月日	行事の名称	主 題	主 催 者
5. 7	フィールド・ワーク	払田柵跡の概要	千烟村立千烟中学校
5.17	研修会	払田柵跡の概要	國立大学文学部
5.30	研修会	払田柵跡の概要	江釣子村史談会
6. 2	研修会	払田柵跡の概要	日本古代史研究会
6.12	歴史学習	払田柵跡の概要	西仙北町立刈和野中学校
6.13	郷土学習	払田柵跡の概要	仙北町立南小学校
6.21	郷土学習	払田柵跡の概要	千烟村立千星小学校
6.22	郷土学習	払田柵跡の概要	河辺町立川添小学校
6.25	史跡探訪	払田柵跡の概要	雄和町公民館
6.26	研修会	払田柵跡の概要	羽後交通
6.28	研修会	払田柵跡の概要	鹿角市老壯大学
6.29	研修視察	払田柵跡の概要	花館昔の会
7. 1	講習会	払田柵跡の概要	秋田県教育庁南教育事務所
7. 3	郷土学習	払田柵跡の概要	太田町立太田東小学校
7. 3	歴史学習	払田柵跡の概要	西仙北町立刈和野中学校
7.11	研修会	払田柵跡の概要	神岡町史跡を見る会
7.13	研修会	払田柵跡の概要	協和町公民館
8.31	研修会	払田柵跡の概要	大曲仙北地方教育委員会連合会
9. 9	研修会	払田柵跡の概要	東部青年交流会
9.11	研修会	払田柵跡の概要	大曲市役所
9.14	郷土めぐり	払田柵跡の概要	中仙町立中仙中学校
9.19	研修会	払田柵跡の概要	東北校長協会
9.23	研修会	払田柵跡の概要	秋田仙北ライオンズクラブ
10. 5	研修会	払田柵跡の概要	大曲仙北学校事務研修会
10. 8	研修会	払田柵跡の概要	県会議員O B会
10. 9	研修会	払田柵跡の概要	あげまき会（秋田北高O B会）

10.12	郷土学習	払田柵跡の概要	六郷町立六郷小学校
10.12	郷土学習	払田柵跡の概要	太田町立太田中学校
10.14	市民学校	払田柵跡の概要	秋田県立大曲高等学校
11. 7	研修会	払田柵跡の概要	北浦史談会
11. 7	郷土学習	払田柵跡の概要	雄和町立大正寺小学校
11.10	研修会	払田柵跡の概要	大潟中学校教職員
11.13	研修会	払田柵跡の概要	大曲史談会
11.20	研修会	払田柵跡の概要	東成瀬村社会福祉協議会
11.20	研修会	払田柵跡の概要	河辺町農協
12.13	研修会	払田柵跡の概要	河辺町公民館
12.20	研修会	払田柵跡の概要	大内町教育委員会

(この他、発掘調査現場において多数の各種研修団体に現地説明を行った。)

2 顧問会議の開催

第20回 顧問会議 昭和59年9月26・27日

第21回 顧問会議 昭和60年2月26・27日

3 編集委員会の開催

第1回 編集委員会 昭和59年4月26日

第2回 編集委員会 昭和60年2月7日

4 研究発表・執筆

船木義勝・山崎文幸 扟田柵跡（第55次発掘調査成果）第11回古代東北域柵官衙遺跡検討会 昭和60年2月10・11日

船木義勝 扉田柵跡10年間の発掘成果 | 秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会
山崎文幸 第55次発掘調査成果 | 昭和60年3月17日

船木義勝 「払田柵跡一調査10年間の概要一」『歴史手帖』12巻5号 名著出版

船木義勝 「律令制の展開と秋田」『新秋田風土記』創土社

山崎文幸 「通称ホイド清水の語源について」『うもれ木』10号 仙北町史談会





図版 1 第55次発掘調査

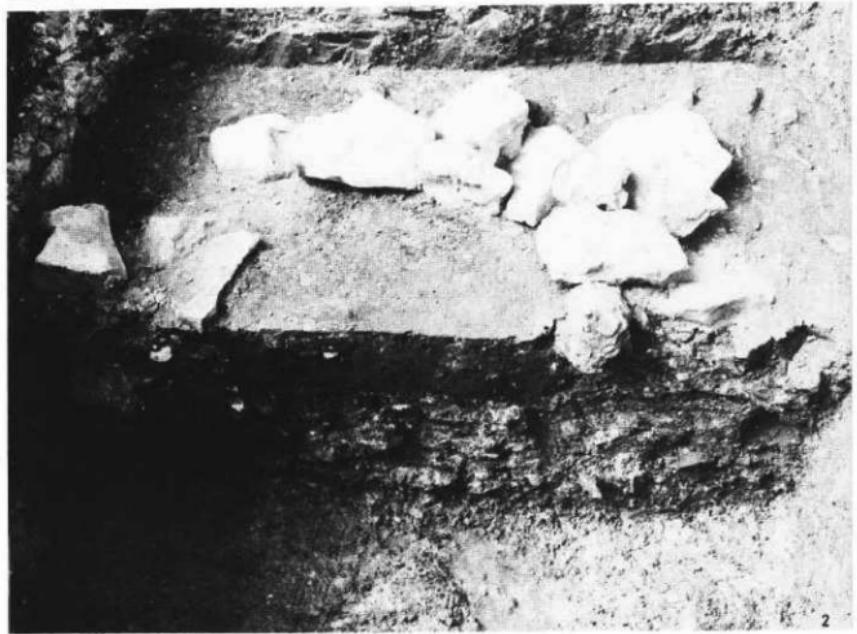
1 発掘調査前〔南→北〕 2 基地発掘調査前〔北→南〕

圖版 2 第65次兔羣調查
1 S.B230(北→南) 2 S.B230(南→北)





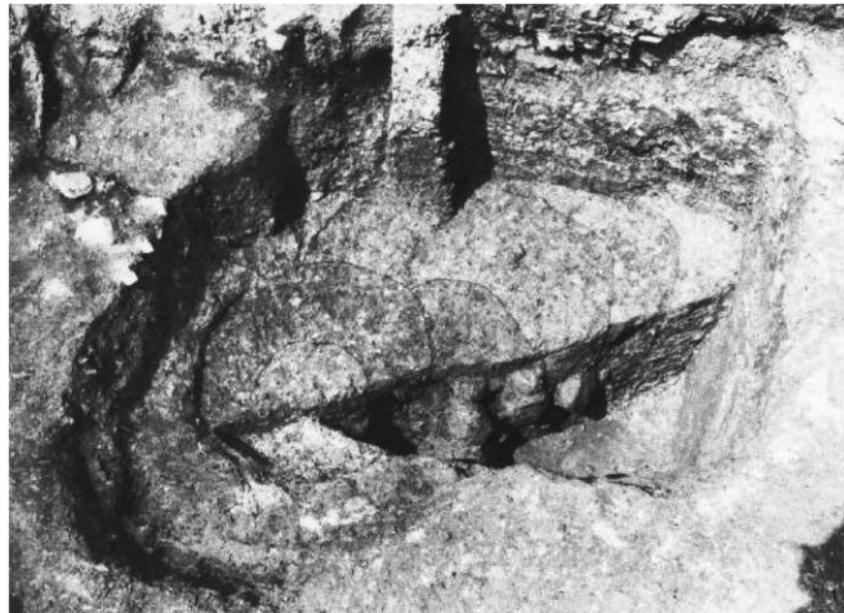
1



2

圖版 3 第55次癈掘調查

1 SB230-7柱(南→北) 2 SB230-7柱(南→北)



圖版 4 第55次發掘調查

1 S B230 - 12柱(北東→南西) 2 S B230 - 12柱(北東→南西)

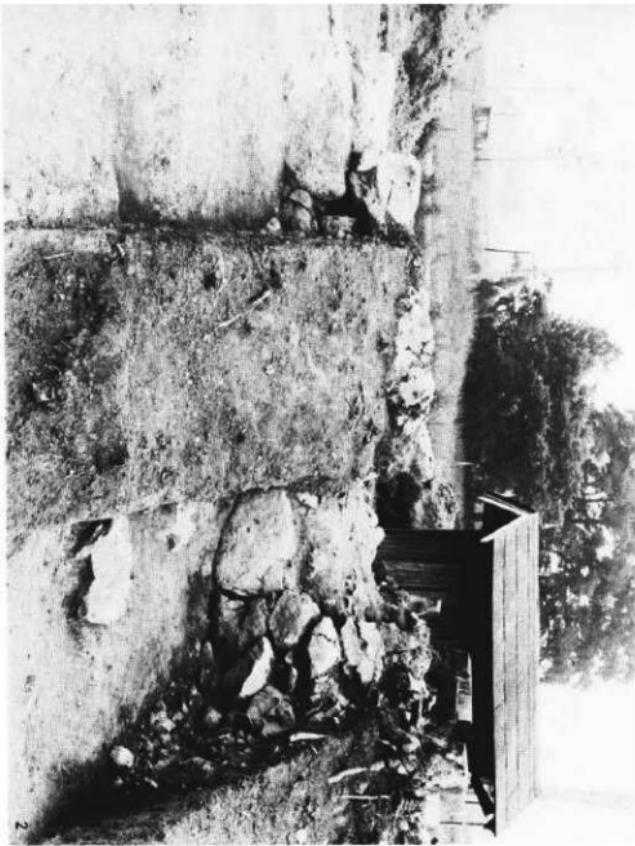


図版 5 第55次発掘調査

1 調査区全景(北東→南西) 2 調査区全景(西→東)

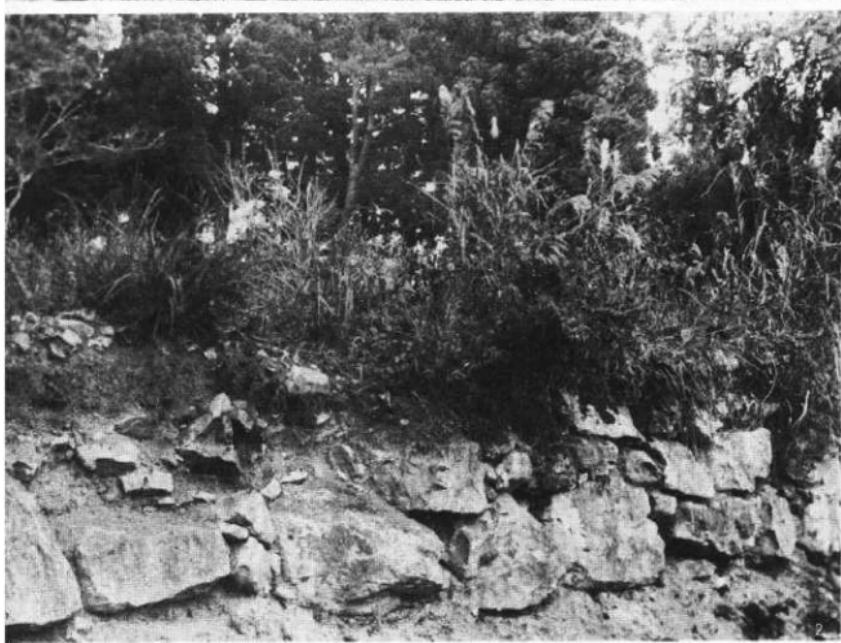
圖版 6 第55次飛報調查

1 SF600全景(北東→南西) 2 SF600近景(西→東)



圖版 7 1 SF680近景(面•頭) 2 SF680近景(面•頭)





図版8 第55次発掘調査

1 SF600全景(南→北)

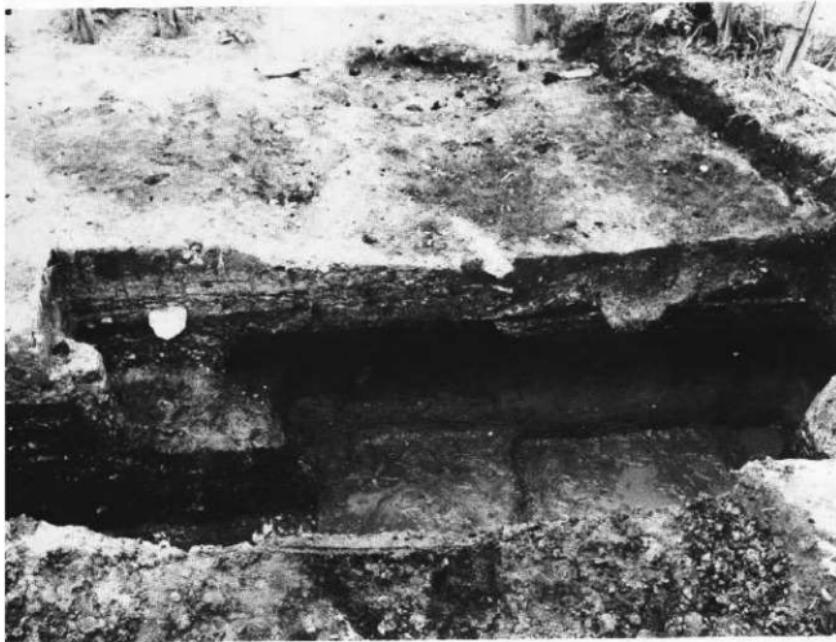
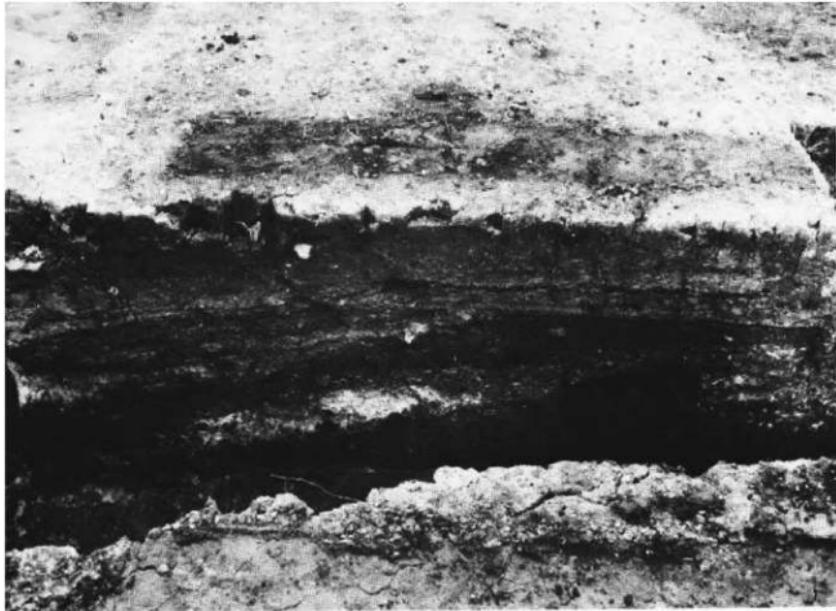
2 昭和5年当時の石壠(南→北)



図版9 第55次発掘調査

- 1 S F 690・
S X 687
〔北西→南東〕
- 2 S K 722・724
〔北東→南西〕





図版10 第55次発掘調査

1 S X687(西→東) 2 S X687(西→東)



図版11 第55次発掘調査
1 07ライントレンド
全景〔南→北〕
2 S X725遺物
出土状況





圖版12 第55次發掘調查

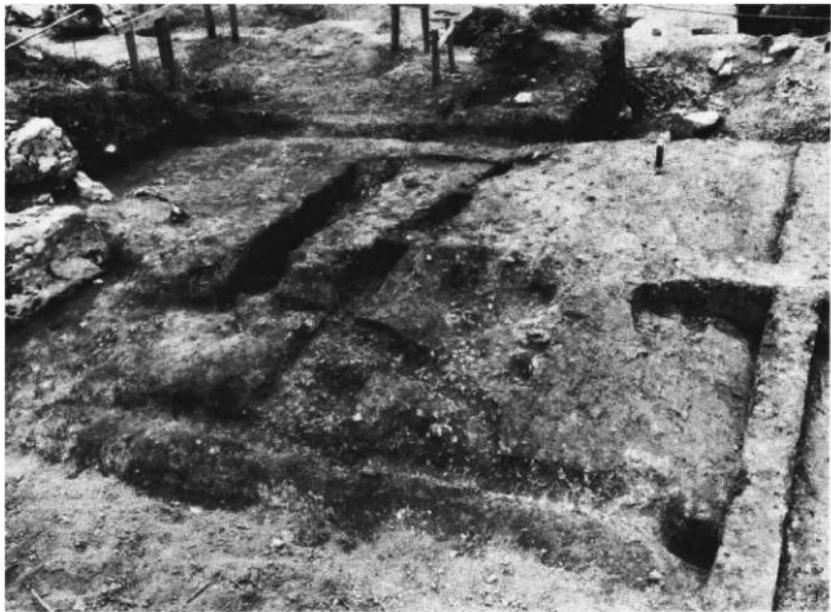
1 SX725遺物出土狀況

2 第18號木簡出土狀況



図版13 第55次発掘調査

1 S D 697・S X 696・700(東→西) 2 S X 700土層(南→北)



図版14 第55次発掘調査

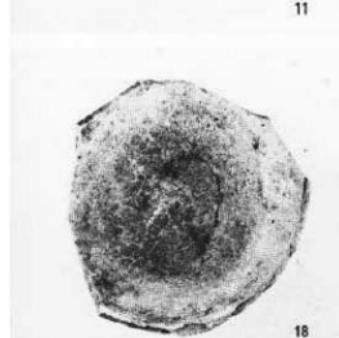
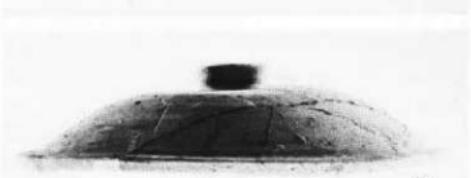
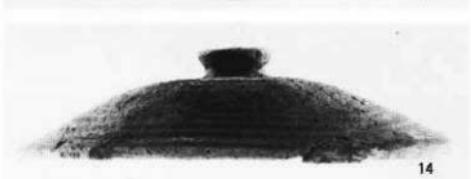
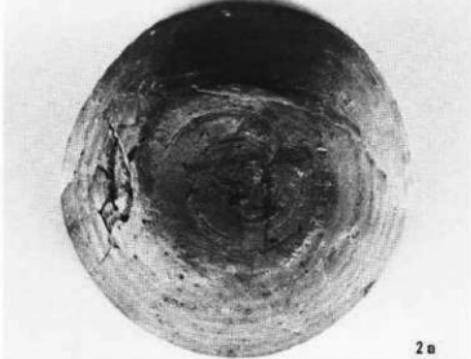
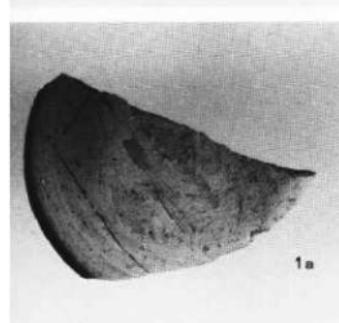
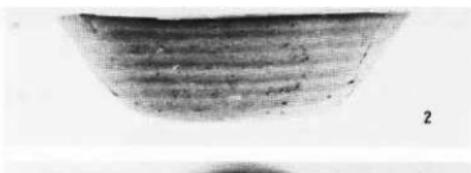
1 調査区北東部(北東→南西)

2 S D 675・676・881(南→北)



図版15 第55次発掘調査

1 S E 692(北→南) 2 瓦一括出土状況(南→北)



図版16 第55次発掘調査 出土遺物①



17a



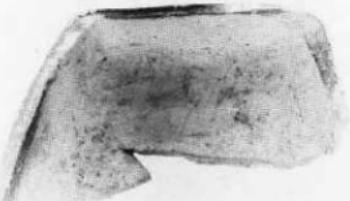
17b



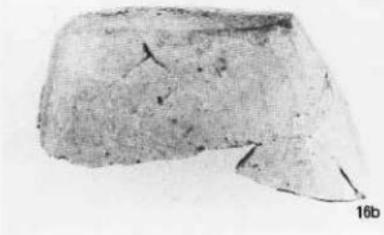
17c



16c



16a



16b

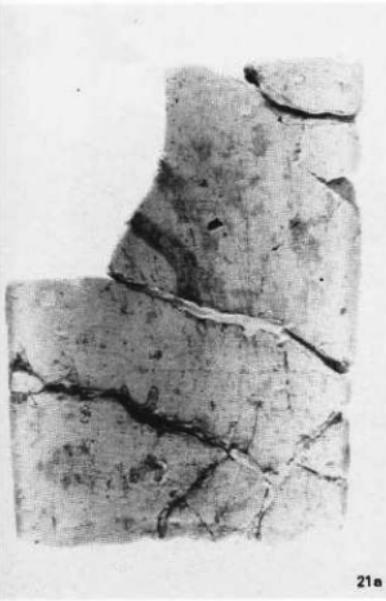
図版17 第55次発掘調査 出土遺物②



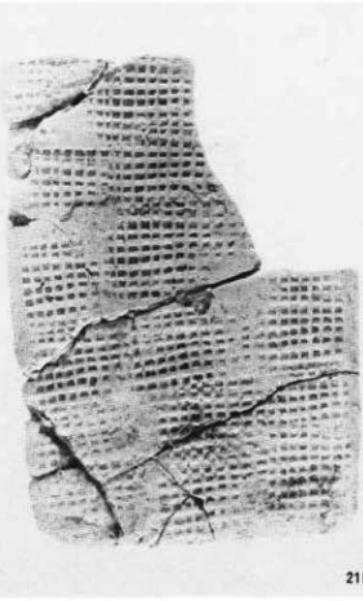
22a



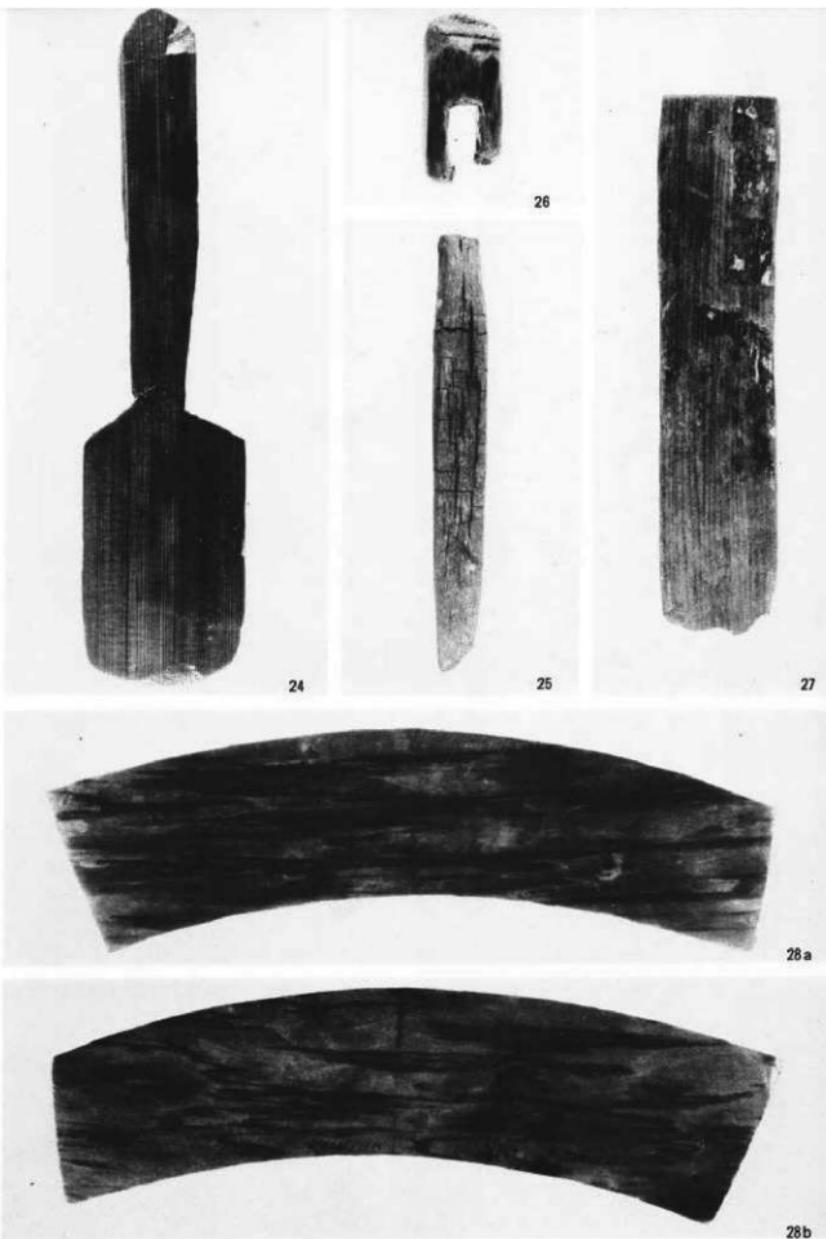
22b



21a



21b



図版19 第55次発掘調査 出土遺物①



29



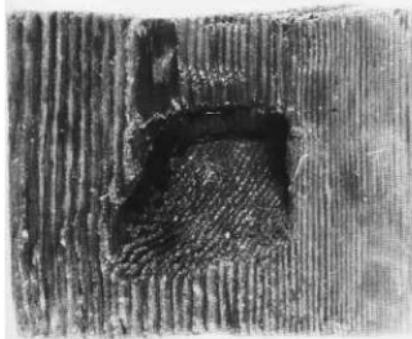
32



31



30



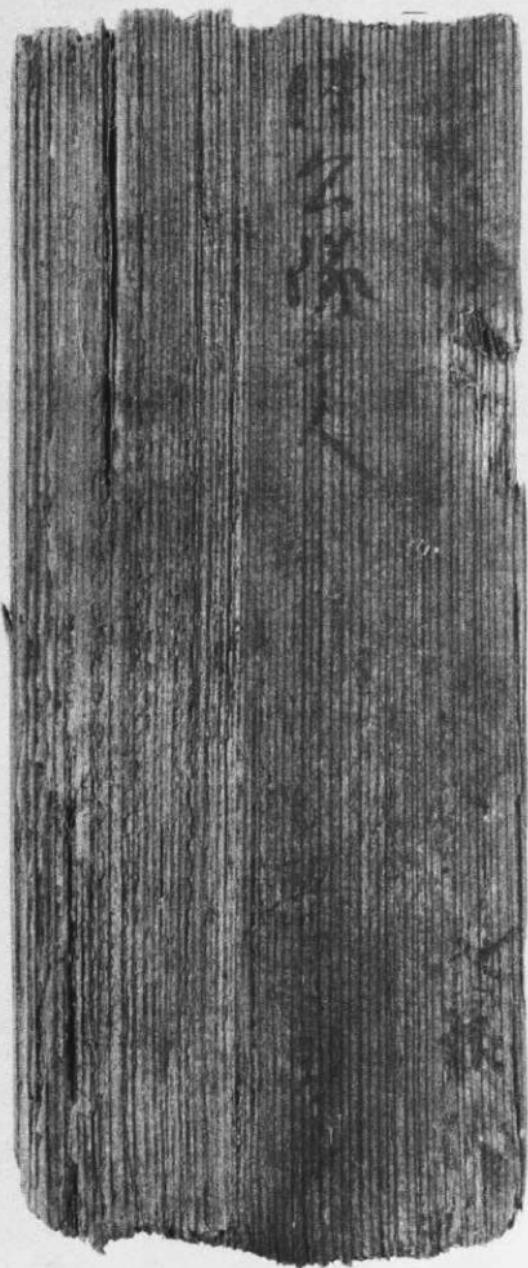
34



33

图版20 第55次发掘调查 出土遗物②

第55次発掘調査出土木簡(1)
第18号木簡



第55次發掘調查出土木簡(2)
第19号木簡



第20・21・22号木簡

第22号木簡

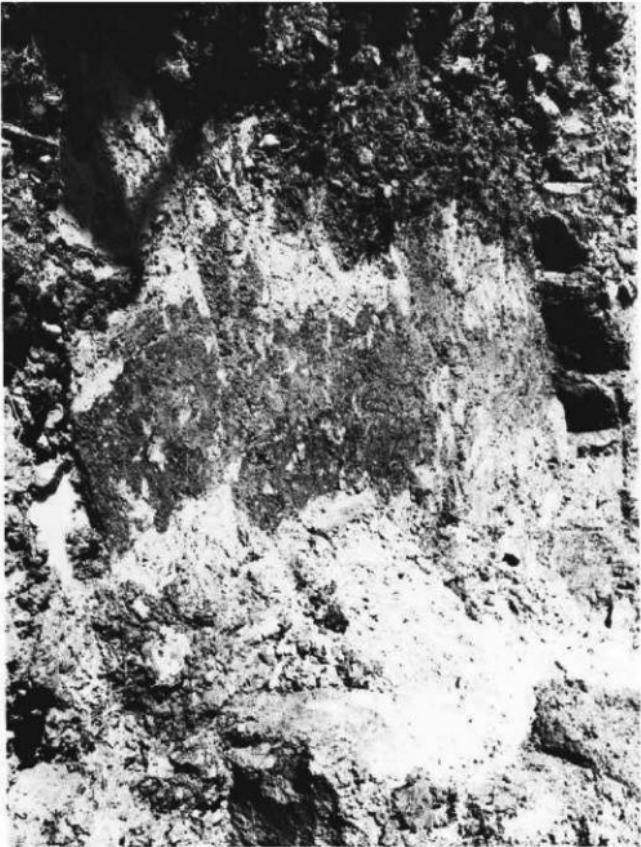
第21号木簡

第20号木簡

図版24 第56次毛細調査

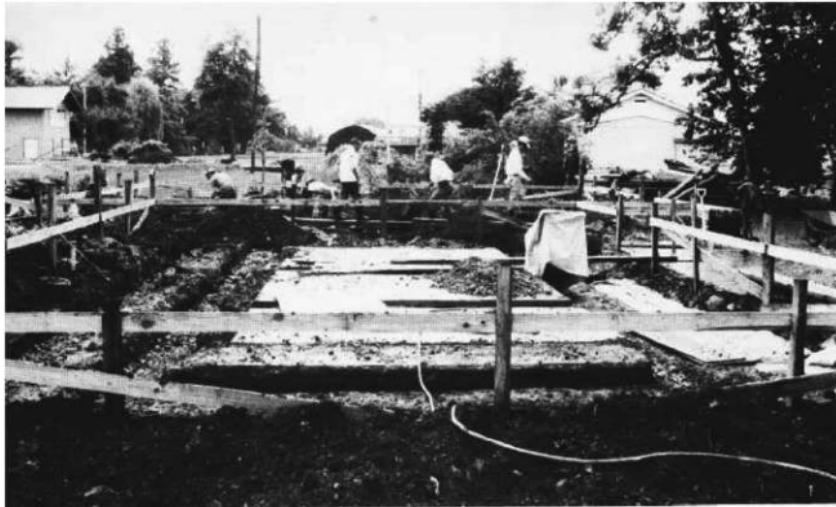
1 沖縄前(西→東)

2 S A 460調査(東→北)



圖版25 第56次發掘調查
1 SA460房材料(西→東) 2 SA460土壤(南→北)





図版26

第57次発掘調査

1 調査区全景
(西→東)

2 調査区土層
(東→西)





図版27 第58次発掘調査
1 調査区全景(西→東) 2 SA309(南→北)

図版28

第69次発掘調査

- 1 Aトレンチ全景
(西▶東)
- 2 Aトレンチ近景
(東▶西)





図版29 第59次発掘調査

1 Bトレンチ全景(北→南)

2 Cトレンチ全景(北西→南東)



図版30 第59次発掘調査
1 Dトレンチ全景(東→西) 2 Dトレンチ全景(西→東)

図版31 第59次発掘調査
1 Dトレンチ近景(西→東) 2 Dトレンチ近景(北→南)



払田柵跡調査事務所要項

1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則

第6条（地方機関の設置）

名 称	位 置
払田柵跡調査事務所	仙北郡仙北町

第7条 文化課の所掌事務は、次のとおりとする。

8 扟田柵跡調査事務所に関すること。

第8条 第2項 扟田柵跡調査事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

1 史跡払田柵跡の発掘およびこれに伴う出土品の調査研究に関すること。

2 職 員

(昭和60年3月現在)

職	氏 名	備 考
所 長	岩見誠夫	兼務 埋蔵文化財センター副所長
学芸主事	船木義勝	兼務 埋蔵文化財センター
社会教育主事	大野恵司	本務 埋蔵文化財センター
主 事	渡辺安則	本務 文化課
主 事	山崎文幸	仙北町教育委員会派遣職員

3 顧 問

払田柵跡調査事務所の発掘・調査研究を適正に実施するため、顧問を委嘱した。

顧問 新野直吉（秋田大学教育学部教授 古代史学）

顧問 岡田茂弘（国立歴史民俗博物館教授 考古学）

調査参加者

現場作業員 大河喜栄・杉沢 毅・菅原龍助・大川徳治・高柳龍太郎・菅原謙藏
菅原道明・森川周右エ門・佐々木重治・森川聰二・渡辺義美・越後
谷哲也・熊谷道宏・古屋 学・小林 弘・小林虎松・後藤龍男・佐
藤隆子・池田マサ子・森元てる子・大川貞子・戸沢典子

整理作業員 熊谷道宏・小林 弘・竹村純子・佐藤せい子・戸沢典子・鶴津竜子
五十嵐博子

〔敬称略〕

秋田県文化財調査報告書 第121集

払田柵跡調査事務所年報1984

払 田 柵 跡

—第55～59次発掘調査概要—

印刷・発行 昭和60年3月31日
編 集 秋田県教育委員会
 扟田柵跡調査事務所
〒014 仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地
 TEL (0187) 69-2442
 発 行 秋田県埋蔵文化財振興会
〒014 仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地
 TEL (0187) 69-3331
印 刷 秋田マイクロ写真印刷株式会社
〒010 秋田市寺内字蛭根85-69
 TEL (0188) 23-7161
